

岡崎市議会議案

令和7年9月定例会

令和7年9月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
認定1	令和6年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について	7
認定2	令和6年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について	9
認定3	令和6年度岡崎市水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について	11
認定4	令和6年度岡崎市下水道事業会計の決算の認定について	13
認定5	令和6年度岡崎市額田郡模範造林組合一般会計の決算の認定について	15
97	物品の取得について（スポーツロッカー）	17
98	市道路線の廃止について	19
99	市道路線の認定について	27
100	物品の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	39
101	工事請負の契約について（岡崎市立岩津中学校中棟大規模改修工事）	41
102	工事請負の契約について（岡崎市立岩津中学校中棟大規模改修電気設備工事）	43
103	工事請負の契約について（岡崎市立北中学校ほか2校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業）	45
104	工事請負の契約について（岡崎市立矢作中学校中棟大規模改修工事）	47
105	工事請負の契約について（岡崎市立矢作中学校中棟大規模改修電気設備工事）	49
106	岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	51
107	岡崎市地域交流センター条例の一部改正について	53
108	岡崎市市民会館条例の一部改正について	59
109	岡崎市せきれいホール条例の一部改正について	63
110	岡崎市甲山閣条例の一部改正について	65

111	岡崎市シビックセンター条例の一部改正について	67
112	岡崎市農業者体育センター条例の一部改正について	71
113	岡崎市中心総合公園スポーツ施設条例の一部改正について	75
114	岡崎市スポーツ施設条例の一部改正について	87
115	岡崎市図書館交流プラザ条例の一部改正について	97
116	岡崎市市民センター条例の一部改正について	101
117	岡崎市地域文化広場条例の一部改正について	105
118	岡崎市美術館条例の一部改正について	107
119	岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	109
120	岡崎市友愛の家条例の一部改正について	111
121	岡崎市げんき館条例の一部改正について	113
122	岡崎市動物総合センター条例の一部改正について	115
123	岡崎市児童育成センター条例の一部改正について	117
124	岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について	119
125	岡崎市こども発達センター条例の一部改正について	121
126	岡崎市自然体験の森条例の一部改正について	123
127	岡崎市未来環境整備基金条例の制定について	125
128	岡崎市農村環境改善センター条例の一部改正について	127
129	岡崎市ホテル学校条例の一部改正について	129
130	岡崎市都市公園条例の一部改正について	131
131	岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部改正について	137

132	岡崎市額田宮崎診療所条例及び岡崎市額田北部診療所条例の一部改正について	139
133	岡崎市少年自然の家条例の一部改正について	141
134	岡崎市旧本多忠次邸条例の一部改正について	143
135	令和7年度岡崎市一般会計補正予算（第5号）	145
136	令和7年度岡崎市一般会計補正予算（第6号）	147
137	令和7年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）	155
138	令和7年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	163
139	令和7年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	165
140	令和7年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	169
141	令和7年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第1号）	173
142	令和7年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	177
143	令和7年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）	181

令和7年認定第1号

令和6年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度の岡崎市一般会計、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計、岡崎市国民健康保険事業特別会計、岡崎市後期高齢者医療特別会計、岡崎市介護保険特別会計、岡崎市継続契約集合支払特別会計、岡崎市額田北部診療所特別会計、岡崎市こども発達医療センター特別会計、岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計、岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、岡崎市宮崎財産区特別会計及び岡崎市形埜財産区特別会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和7年認定第2号

令和6年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度岡崎市病院事業会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和7年認定第3号

令和6年度岡崎市水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度岡崎市水道事業会計の利益の処分を次のように行うものとし、及び同法第30条第4項の規定により、同会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

未処分利益剰余金	966,647,445円
資本金への組入れ	966,647,445円

令和7年認定第4号

令和6年度岡崎市下水道事業会計の決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度岡崎市下水道事業会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和7年認定第5号

令和6年度岡崎市額田郡模範造林組合一般会計の決算の認定について

岡崎市額田郡模範造林組合が令和7年3月31日をもって解散したことに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第5条第3項の規定により、令和6年度岡崎市額田郡模範造林組合一般会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的
スポーツの用に供するため
- 2 買入物品
スポーツロッカー 100台
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
23,430,000円
- 5 納品期限
令和8年2月27日
- 6 契約の相手方
岡崎市矢作町字北河原1番地
株式会社フットジョグ

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

路線番号	路線名	起 点
		終 点
181	針崎野畑線	岡崎市土井町字駒之舞
		岡崎市若松町字西太夫道下
184	上地若松線	岡崎市上地町字宮脇
		岡崎市若松町字東荒子
198	若松線	岡崎市上地二丁目
		岡崎市針崎町字唐桶
199	若松線(2)	岡崎市若松町字山田下
		岡崎市若松町字東太夫道下
3732	池金舞木線	岡崎市池金町字上外田
		岡崎市舞木町字金森
3734	舞木7号線	岡崎市舞木町字明治
		岡崎市舞木町字雁金
3861	柱南屋敷1号線	岡崎市柱町字南屋敷
		岡崎市柱町字南屋敷
3862	柱南屋敷2号線	岡崎市柱町字南屋敷
		岡崎市柱町字折戸
3870	柱南屋敷8号線	岡崎市柱町字堤畔
		岡崎市柱町字南屋敷
3871	針崎12号線	岡崎市柱町字下地
		岡崎市針崎町字川辺

3 8 7 2	針崎13号線	岡崎市針崎町字中切
		岡崎市針崎町字太夫縄手
3 8 7 3	針崎14号線	岡崎市針崎町字蓮谷
		岡崎市針崎町字五反田
3 8 7 5	針崎ポンプ場線	岡崎市針崎町字フロ
		岡崎市井内町字下河原
3 8 7 6	針崎16号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字唐桶
3 8 7 7	針崎17号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字唐桶
3 8 7 8	針崎10号線	岡崎市針崎町字太夫縄手
		岡崎市針崎町字太夫縄手
3 8 7 9	岡崎小学校周囲線	岡崎市若松町字西荒子
		岡崎市針崎町字大坪
3 8 8 1	若松西之切2号線	岡崎市若松町字西之切
		岡崎市若松町字西之切
3 8 8 7	若松南之切9号線	岡崎市若松町字南之切
		岡崎市若松町字屋嶋
3 8 8 8	若松高田線	岡崎市若松町字高田
		岡崎市若松町字屋嶋
3 8 8 9	若松川田線	岡崎市若松町字川田
		岡崎市若松町字川田
4 4 7 4	砂川西堤線	岡崎市若松町字下ギロ
		岡崎市若松町字寺前
4 4 8 1	若松寺前3号線	岡崎市若松町字寺前
		岡崎市若松町字中根
4 4 8 2	若松中根1号線	岡崎市若松町字中根
		岡崎市若松町字中根

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により必要があるによる。



181 針崎野畑線

凡例

廃止する道路 ●————→



4481 若松寺前3号線

4482 若松中根1号線

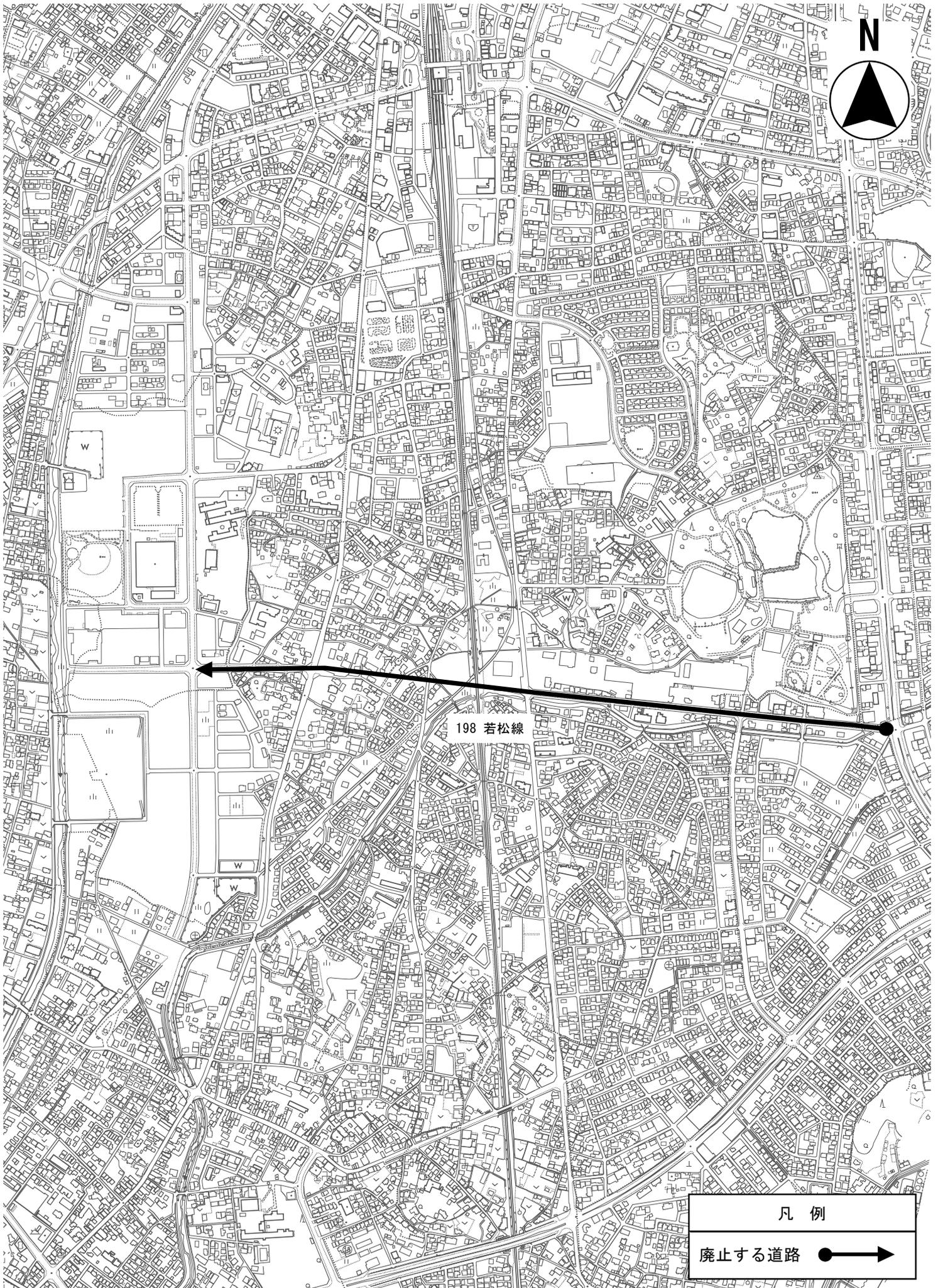
4474 砂川西堤線

184 上地若松線

凡例

廃止する道路



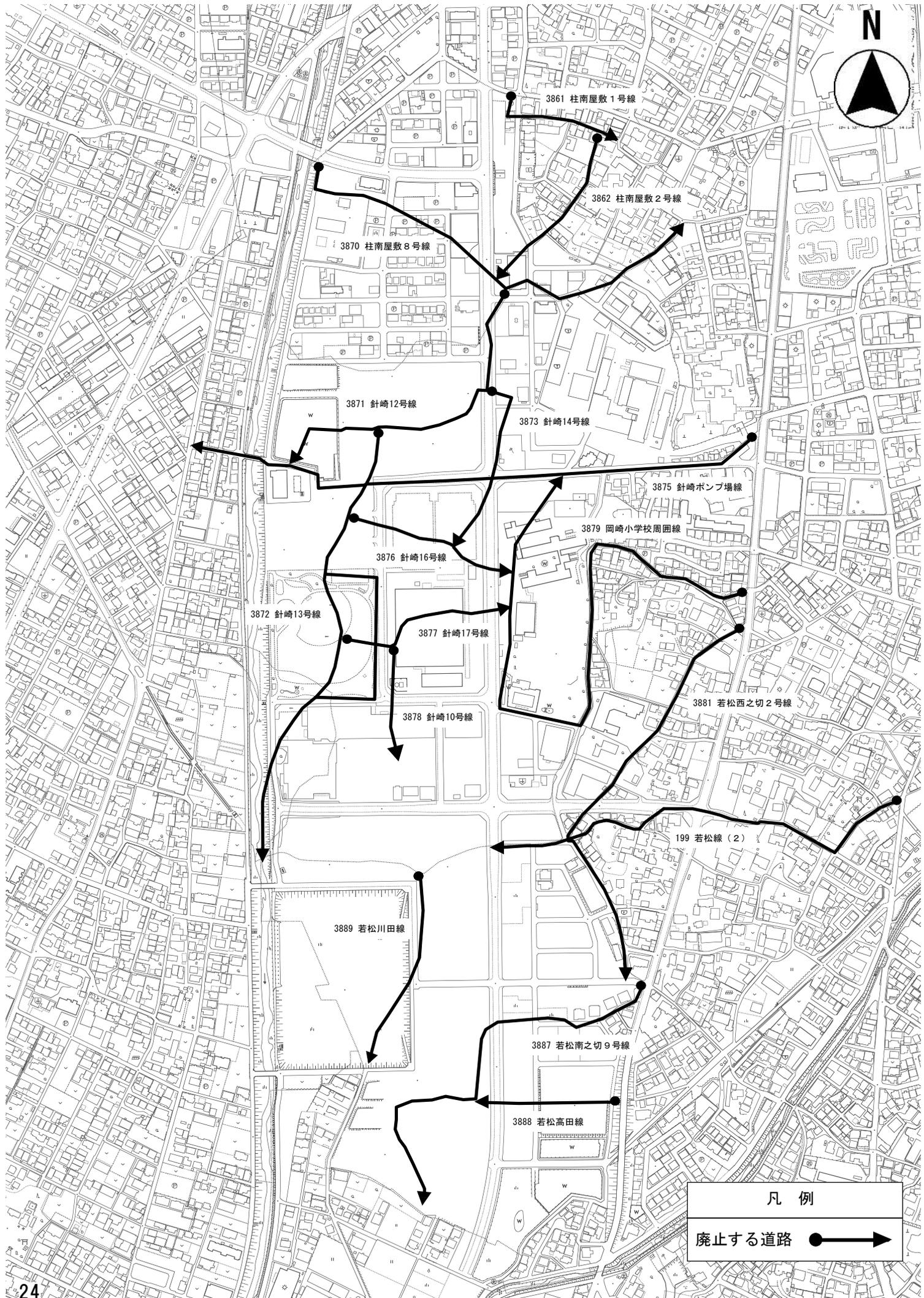


198 若松線

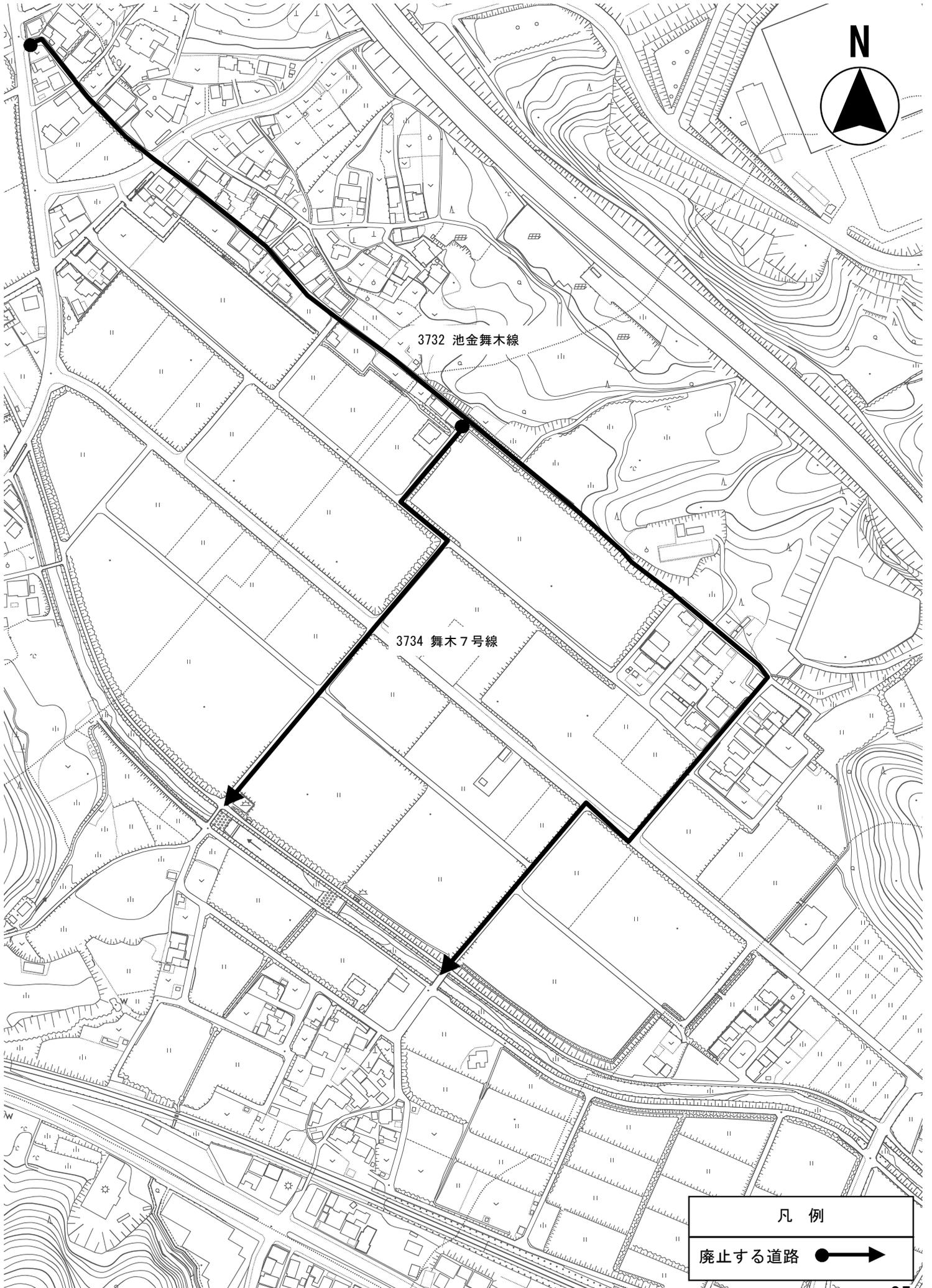
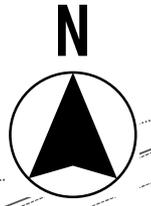
凡例

廃止する道路





凡例
● → 廃止する道路



市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

路線番号	路線名	起 点
		終 点
181	土井野畑線	岡崎市土井町字駒之舞
		岡崎市野畑町字郷東
184	上地若松線	岡崎市上地町字宮脇
		岡崎市若松町字東荒子
198	若松1号線	岡崎市上地二丁目
		岡崎市若松町字丸山田
199	若松2号線	岡崎市若松町字丸山田
		岡崎市若松町字北之切
3732	池金舞木線	岡崎市池金町字上外田
		岡崎市舞木町字大正
3861	柱南屋敷1号線	岡崎市柱町字南屋敷
		岡崎市柱町字南屋敷
3862	柱南屋敷2号線	岡崎市柱町字南屋敷
		岡崎市柱町字折戸
3870	柱南屋敷8号線	岡崎市針崎町字蓮谷
		岡崎市柱町字南屋敷
3875	針崎大坪フロ線	岡崎市針崎町字大坪
		岡崎市針崎町字フロ
3879	針崎フロ唐桶線	岡崎市針崎町字フロ
		岡崎市針崎町字唐桶
3881	若松西之切2号線	岡崎市若松町字西之切
		岡崎市若松町字西之切

4 4 7 4	砂川西堤線	岡崎市若松町字下ギロ
		岡崎市若松町字乙下
4 4 8 1	若松寺前 3 号線	岡崎市若松町字寺前
		岡崎市若松町字寺前
4 4 8 2	若松中根 1 号線	岡崎市若松町字中根
		岡崎市若松町字中根
6 7 2 9	池金池田線	岡崎市池金町字池田
		岡崎市池金町字池田
6 7 3 0	舞木雁金線	岡崎市舞木町字雁金
		岡崎市舞木町字雁金
6 7 3 1	舞木明治線	岡崎市舞木町字明治
		岡崎市舞木町字明治
6 7 3 2	舞木大正線	岡崎市舞木町字大正
		岡崎市舞木町字大正
6 7 3 3	舞木大正片山線	岡崎市舞木町字大正
		岡崎市舞木町字片山
6 7 3 4	舞木金森線	岡崎市舞木町字金森
		岡崎市舞木町字金森
6 7 3 5	駅南 1 号線	岡崎市柱町字竹ノ花
		岡崎市柱町字権九
6 7 3 6	駅南 2 号線	岡崎市柱町字神明
		岡崎市柱町字竹ノ花
6 7 3 7	駅南 3 号線	岡崎市柱町字竹ノ花
		岡崎市柱町字竹ノ花
6 7 3 8	駅南 4 号線	岡崎市柱町字折戸
		岡崎市柱町字権九
6 7 3 9	駅南 5 号線	岡崎市柱町字堤畔
		岡崎市柱町字堤畔
6 7 4 0	駅南 6 号線	岡崎市柱町字権九
		岡崎市柱町字下地
6 7 4 1	駅南 7 号線	岡崎市柱町字下地
		岡崎市針崎町字五反田
6 7 4 2	駅南 8 号線	岡崎市柱町字折戸
		岡崎市柱町字権九
6 7 4 3	駅南 9 号線	岡崎市柱町字下地
		岡崎市柱町字下地

6 7 4 4	駅南10号線	岡崎市柱町字下地
		岡崎市柱町字下地
6 7 4 5	駅南11号線	岡崎市柱町字下地
		岡崎市針崎町字川辺
6 7 4 6	駅南12号線	岡崎市柱町字下地
		岡崎市柱町字下地
6 7 4 7	駅南13号線	岡崎市柱町字下地
		岡崎市柱町字下地
6 7 4 8	駅南14号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字川辺
6 7 4 9	駅南15号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字川辺
6 7 5 0	駅南16号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字中切
6 7 5 1	駅南17号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字中切
6 7 5 2	駅南18号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字五反田
6 7 5 3	駅南19号線	岡崎市針崎町字中切
		岡崎市針崎町字中切
6 7 5 4	駅南20号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字川辺
6 7 5 5	駅南21号線	岡崎市針崎町字川辺
		岡崎市針崎町字川辺
6 7 5 6	駅南22号線	岡崎市針崎町字中切
		岡崎市針崎町字中切
6 7 5 7	駅南23号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字中切
6 7 5 8	駅南24号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字川辺
6 7 5 9	駅南25号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字中切
6 7 6 0	駅南26号線	岡崎市針崎町字唐桶
		岡崎市針崎町字五反田
6 7 6 1	駅南27号線	岡崎市野畑町字上川田
		岡崎市針崎町字太夫縄手

6 7 6 2	駅南28号線	岡崎市柱町字南屋敷
		岡崎市針崎町字大坪
6 7 6 3	駅南29号線	岡崎市柱町字下地
		岡崎市柱町字折戸
6 7 6 4	駅南30号線	岡崎市針崎町字蓮谷
		岡崎市針崎町字蓮谷
6 7 6 5	駅南31号線	岡崎市針崎町字五反田
		岡崎市針崎町字大坪
6 7 6 6	駅南32号線	岡崎市針崎町字大坪
		岡崎市針崎町字蓮谷
6 7 6 7	駅南33号線	岡崎市針崎町字唐桶
		岡崎市針崎町字唐桶
6 7 6 8	駅南34号線	岡崎市針崎町字唐桶
		岡崎市若松町字西之切
6 7 6 9	駅南35号線	岡崎市野畑町字上川田
		岡崎市若松町字森越
6 7 7 0	駅南36号線	岡崎市若松町字川田
		岡崎市野畑町字上河原
6 7 7 1	駅南37号線	岡崎市若松町字西太夫道下
		岡崎市若松町字西太夫道下
6 7 7 2	駅南38号線	岡崎市若松町字西太夫道下
		岡崎市若松町字森越
6 7 7 3	駅南39号線	岡崎市若松町字森越
		岡崎市福岡町字荒追
6 7 7 4	駅南40号線	岡崎市若松町字屋嶋
		岡崎市若松町字森越
6 7 7 5	駅南41号線	岡崎市若松町字屋嶋
		岡崎市若松町字森越
6 7 7 6	駅南42号線	岡崎市若松町字森越
		岡崎市若松町字森越
6 7 7 7	駅南43号線	岡崎市若松町字屋嶋
		岡崎市若松町字森越
6 7 7 8	駅南44号線	岡崎市若松町字屋嶋
		岡崎市若松町字屋嶋
6 7 7 9	駅南45号線	岡崎市針崎町字唐桶
		岡崎市若松町字東太夫道下

6 7 8 0	駅南46号線	岡崎市針崎町字唐桶
		岡崎市針崎町字唐桶
6 7 8 1	駅南47号線	岡崎市針崎町字唐桶
		岡崎市若松町字屋嶋
6 7 8 2	駅南48号線	岡崎市若松町字東太夫道下
		岡崎市若松町字東太夫道下
6 7 8 3	駅南49号線	岡崎市若松町字東太夫道下
		岡崎市若松町字東太夫道下
6 7 8 4	駅南50号線	岡崎市若松町字東太夫道下
		岡崎市若松町字東太夫道下
6 7 8 5	駅南51号線	岡崎市若松町字東太夫道下
		岡崎市若松町字東太夫道下
6 7 8 6	駅南52号線	岡崎市若松町字西太夫道下
		岡崎市若松町字西之切
6 7 8 7	駅南53号線	岡崎市若松町字南之切
		岡崎市若松町字高田
6 7 8 8	駅南54号線	岡崎市若松町字屋嶋
		岡崎市若松町字下ギロ
6 7 8 9	駅南55号線	岡崎市若松町字屋嶋
		岡崎市若松町字高田
6 7 9 0	駅南56号線	岡崎市若松町字屋嶋
		岡崎市若松町字下ギロ
6 7 9 1	駅南57号線	岡崎市福岡町字荒迫
		岡崎市若松町字下ギロ
6 7 9 2	福岡線 (3)	岡崎市針崎町字唐桶
		岡崎市福岡町字荒迫
6 7 9 3	若松3号線	岡崎市若松町字西之切
		岡崎市針崎町字唐桶
6 7 9 4	若松4号線	岡崎市針崎町字唐桶
		岡崎市野畑町字上川田
6 7 9 5	井内針崎線	岡崎市井内町字下河原
		岡崎市針崎町字川辺
6 7 9 6	若松北之切9号線	岡崎市若松町字寺前
		岡崎市若松町字南之切
6 7 9 7	若松西之切8号線	岡崎市若松町字西之切
		岡崎市若松町字西之切

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により必要があるによる。



181 土井野畑線

凡例

認定する道路 ●————→



4481 若松寺前3号線

4482 若松中根1号線

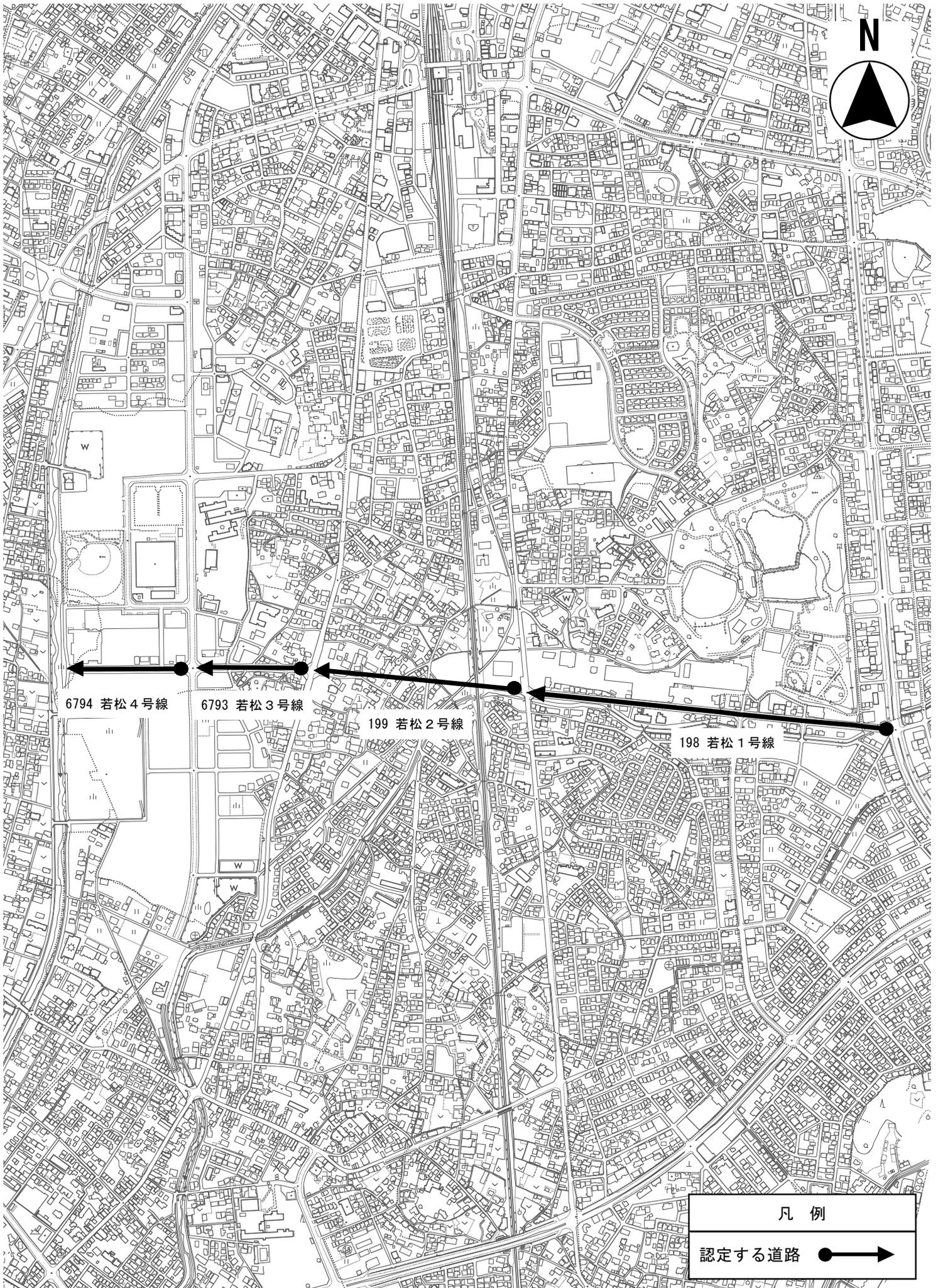
4474 砂川西堤線

184 上地若松線

凡例

認定する道路





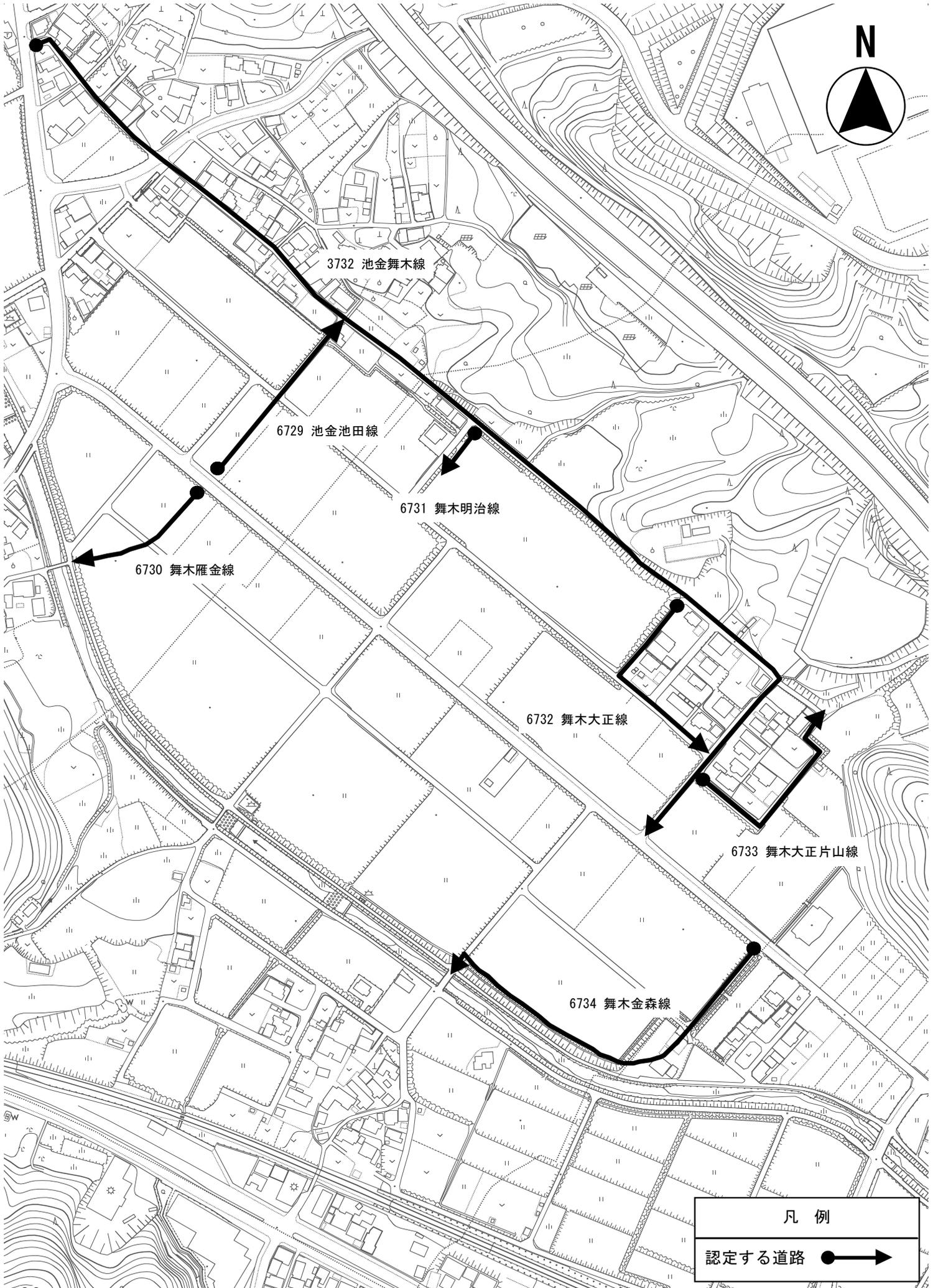
6794 若松 4号線

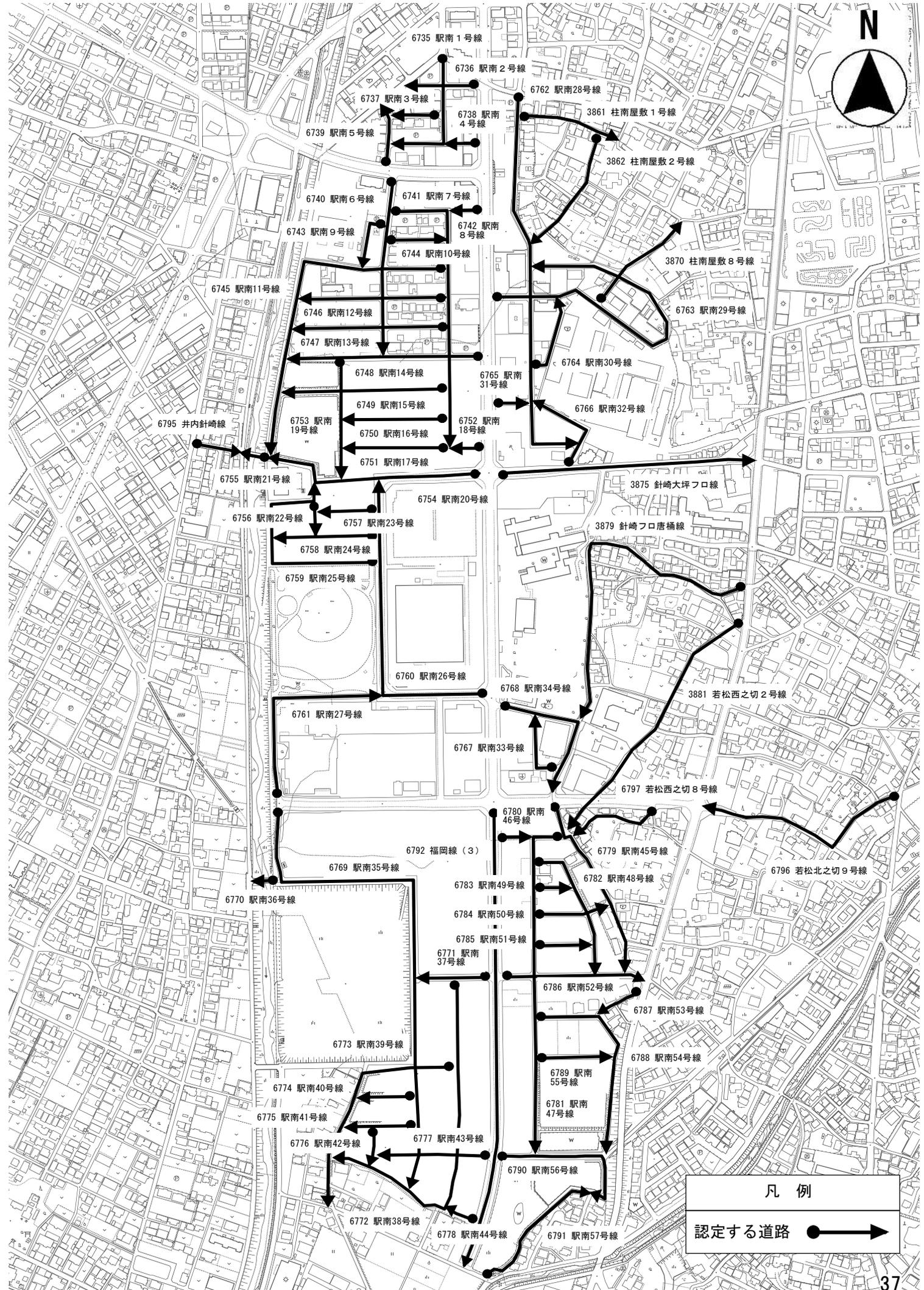
6793 若松 3号線

199 若松 2号線

198 若松 1号線

凡例
認定する道路 ●→





凡例
認定する道路

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的
消防業務の用に供するため
- 2 買入物品
水槽付消防ポンプ自動車 1両
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
75,907,480円
- 5 納品期限
令和9年3月31日
- 6 契約の相手方
名古屋市中区栄一丁目16番6号 名古屋三蔵ビル4階
日本ドライケミカル株式会社 名古屋支店

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
岡崎市立岩津中学校中棟大規模改修工事
- 2 工事概要
 - (1) 中棟大規模改修
鉄筋コンクリート造3階建て 延べ2,186平方メートル
外部改修工事一式
内部改修工事一式
 - (2) エレベーター棟増築
鉄骨造3階建て 延べ33.66平方メートル
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
420,200,000円
- 5 完成期限
令和9年2月26日
- 6 契約の相手方
岡崎市明大寺町字出口14番地
杉林建設株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
岡崎市立岩津中学校中棟大規模改修電気設備工事
- 2 工事概要
 - (1) 大規模改修電気設備工事一式
 - (2) エレベーター棟増築電気設備工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
232,760,000円
- 5 完成期限
令和9年2月26日
- 6 契約の相手方
岡崎市美合町字本郷290番地
株式会社戸松電気工業所

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
岡崎市立北中学校ほか2校屋内運動場・柔剣道場空調設備等整備事業
- 2 事業概要
空調設備等設計一式
空調設備等工事一式
- 3 契約方法
随意契約
- 4 契約金額
304,700,000円
- 5 完成期限
令和8年9月30日
- 6 契約の相手方
武田機工グループ
代表企業（施工企業）
岡崎市欠町字金谷3番地1
武田機工株式会社
設計企業
東海市富木島町北島80番地の1
株式会社オフィスカコ設備設計

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要がある

による。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 契約目的

岡崎市立矢作中学校中棟大規模改修工事

2 工事概要

(1) 中棟大規模改修

鉄筋コンクリート造3階建て 延べ3,045平方メートル

外部改修工事一式

内部改修工事一式

(2) エレベーター棟増築

鉄骨造3階建て 延べ43.71平方メートル

3 契約方法

一般競争入札

4 契約金額

491,700,000円

5 完成期限

令和9年2月26日

6 契約の相手方

岡崎市上六名町字木ノ座3番地

中根・大黒屋特定建設工事共同企業体

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
岡崎市立矢作中学校中棟大規模改修電気設備工事
- 2 工事概要
 - (1) 大規模改修電気設備工事一式
 - (2) エレベーター棟増築電気設備工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
161,480,000円
- 5 完成期限
令和9年2月26日
- 6 契約の相手方
岡崎市青木町9番地6
株式会社イクス

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 7 年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成20年岡崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「7 円73銭」を「8 円38銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の岡崎市の議会の議員及び長の選挙における自動

車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の岡崎市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要があるによる。

岡崎市地域交流センター条例の一部改正について

岡崎市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市地域交流センター条例の一部を改正する条例

岡崎市地域交流センター条例（平成16年岡崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 岡崎市北部地域交流センター

区分		金額（円）				
		午前	午後	夜間	全日	延長時間
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時	9時～ 21時	8時30分～ 9時 12時～13時 17時～18時 21時を超える1時間につき
ホールA	市民活動団体	1,810	2,540	2,320	6,010	520
	その他の者	3,640	5,090	4,640	12,040	1,060
ホールB	市民活動団体	2,250	3,170	2,880	7,500	670
	その他の者	4,530	6,350	5,780	15,020	1,350
第1活動室	市民活動団体	630	880	790	2,070	170
	その他の者	1,270	1,770	1,590	4,160	350
第2活動室	市民活動団体	400	570	520	1,370	110

室 A	その他の者	820	1,160	1,060	2,760	230
第 2 活動	市民活動団体	580	810	730	1,940	160
室 B	その他の者	1,180	1,630	1,480	3,880	330
第 3 活動	市民活動団体	1,330	1,860	1,700	4,430	380
室	その他の者	2,660	3,740	3,410	8,880	780
第 4 活動	市民活動団体	380	530	480	1,280	100
室	その他の者	780	1,080	970	2,560	210

別表第 1 イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 岡崎市南部地域交流センター

区分		金額（円）				
		午前	午後	夜間	全日	延長時間
		9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 21 時	9 時～ 21 時	8 時 30 分～ 9 時 12 時～13 時 17 時～18 時 21 時を超える 1 時間につき
第 1 活動 室 A	市民活動団体	640	890	810	2,120	170
	その他の者	1,290	1,790	1,630	4,260	350
第 1 活動 室 B	市民活動団体	730	1,020	930	2,450	210
	その他の者	1,480	2,070	1,870	4,910	430
第 2 活動 室	市民活動団体	340	490	450	1,180	90
	その他の者	710	990	910	2,370	180
第 3 活動 室 A	市民活動団体	350	500	460	1,210	100
	その他の者	730	1,010	930	2,430	210
第 3 活動 室 B	市民活動団体	320	460	420	1,090	90
	その他の者	670	930	850	2,200	180
第 4 活動 室	市民活動団体	790	1,100	1,000	2,630	220
	その他の者	1,590	2,220	2,030	5,290	450
第 5 活動 室	市民活動団体	430	600	540	1,430	120
	その他の者	870	1,220	1,100	2,890	250
第 6 活動 室 A	市民活動団体	690	960	880	2,310	190
	その他の者	1,390	1,950	1,770	4,620	400

第6活動 室B	市民活動団体	710	990	910	2,380	190
	その他の者	1,430	2,010	1,830	4,760	400
調理室	市民活動団体	3時間以内につき1,010円（延長して利用する場合は、3時間未満の延長時間1時間につき300円）				
	その他の者	3時間以内につき2,050円（延長して利用する場合は、3時間未満の延長時間1時間につき630円）				

別表第1ウの表中備考以外の部分を次のように改める。

ウ 岡崎市西部地域交流センター

区分				金額（円）				
				午前	午後	夜間	全日	延長時間
				9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時	9時～ 21時	8時30分～ 9時 12時～13時 17時～18時 21時を超える 1時間につき
ホ ー ル	舞台 練習 及び 催物 準備 のため 利用す る場 合	市民 活動 団体	平日	1,540	2,780	2,620	6,270	450
			土曜日、 日曜日及 び祝日	1,840	3,330	3,160	7,530	530
		その 他の 者	平日	3,090	5,570	5,270	12,560	910
			土曜日、 日曜日及 び祝日	3,700	6,690	6,320	15,080	1,080
	その 他の 場合	市民 活動 団体	平日	4,660	8,370	7,900	18,860	1,380
			土曜日、 日曜日及 び祝日	5,570	10,050	9,490	22,630	1,650
		その 他の	平日	9,320	16,770	15,830	37,740	2,780
			土曜日、	11,170	20,110	18,990	45,280	3,320

	者	日曜日及 び祝日					
ホール控 室	市民活動団体		320	460	420	1,090	90
	その他の者		670	930	850	2,200	180
第1活動 室A	市民活動団体		600	850	770	2,010	160
	その他の者		1,220	1,700	1,550	4,040	330
第1活動 室B	市民活動団体		600	850	770	2,010	160
	その他の者		1,220	1,700	1,550	4,040	330
第2活動 室	市民活動団体		440	610	550	1,470	120
	その他の者		890	1,240	1,120	2,960	250
第3活動 室	市民活動団体		530	760	680	1,790	150
	その他の者		1,080	1,530	1,370	3,600	310
調理室	市民活動団体	3時間以内につき730円（延長して利用する場合は、3時間未満の延長時間1時間につき210円）					
	その他の者	3時間以内につき1,480円（延長して利用する場合は、3時間未満の延長時間1時間につき430円）					

別表第1エの表中備考以外の部分を次のように改める。

エ 岡崎市東部地域交流センター

区分	金額（円）					
	午前	午後	夜間	全日	延長時間	
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時	9時～ 21時	8時30分～ 9時 12時～13時 17時～18時 21時を超える1時間につき	
第1活動 室	市民活動団体	1,470	2,060	1,890	4,900	440
	その他の者	2,960	4,140	3,790	9,820	890
第2活動 室	市民活動団体	340	490	450	1,180	90
	その他の者	710	990	910	2,370	180
第3活動 室	市民活動団体	700	980	900	2,350	190

室 A	その他の者	1,410	1,990	1,810	4,700	400
第 3 活動 室 B	市民活動団体	700	980	900	2,350	190
	その他の者	1,410	1,990	1,810	4,700	400
第 4 活動 室 A	市民活動団体	700	980	900	2,350	190
	その他の者	1,410	1,990	1,810	4,700	400
第 4 活動 室 B	市民活動団体	700	980	900	2,350	190
	その他の者	1,410	1,990	1,810	4,700	400
第 5 活動 室	市民活動団体	570	800	730	1,920	160
	その他の者	1,160	1,610	1,480	3,840	330
第 6 活動 室	市民活動団体	2,740	3,840	3,510	9,090	810
	その他の者	5,490	7,690	7,030	18,200	1,630
調理室	市民活動団体	3 時間以内につき1,080円（延長して利用する場合は、3 時間未満の延長時間 1 時間につき 310円）				
	その他の者	3 時間以内につき2,180円（延長して利用する場合は、3 時間未満の延長時間 1 時間につき 650円）				

別表第 1 オの表中備考以外の部分を次のように改める。

オ 岡崎市地域交流センター六ツ美分館

区分		金額（円）				
		午前	午後	夜間	全日	延長時間
		9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 21 時	9 時～ 21 時	8 時 30 分～ 9 時 12 時～13 時 17 時～18 時 21 時を超える 1 時間につき
研修室 A	市民活動団体	430	600	540	1,430	120
	その他の者	870	1,220	1,100	2,890	250
研修室 B	市民活動団体	430	600	540	1,430	120
	その他の者	870	1,220	1,100	2,890	250
第 1 活動 室	市民活動団体	510	730	660	1,730	140
	その他の者	1,050	1,470	1,330	3,470	300

第 2 活動 室	市民活動団体	430	600	540	1,430	120
	その他の者	870	1,220	1,100	2,890	250
第 3 活動 室	市民活動団体	840	1,170	1,060	2,770	240
	その他の者	1,680	2,360	2,130	5,560	490
第 4 活動 室	市民活動団体	2,590	3,630	3,280	8,560	760
	その他の者	5,190	7,260	6,590	17,140	1,540

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に地域交流センターの利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、地域交流センターの使用料の額を見直す必要があるによる。

岡崎市市民会館条例の一部改正について

岡崎市市民会館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市市民会館条例の一部を改正する条例

岡崎市市民会館条例（昭和42年岡崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「及びリハーサル室控室」及び「又はリハーサル室控室」を削る。
別表第1アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア ホール・楽屋・ラウンジ・リハーサル室・会議室

区分			金額（円）						
			午前	午後	夜間	全日	延長時間		
			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30 分	9時～ 21時30 分	8時30 分～9 時 12時～ 13時	17時～ 18時	21時30 分～22 時30分
ホ ー ル	舞台練 習及び 催物準 備のた め利用 する場 合	平日	8,770	16,250	19,440	35,560	2,850	4,610	5,880
		土曜日、 日曜日及 び祝日	11,780	19,440	22,150	42,690	3,490	5,880	6,680
	その他 の場合	平日	29,330	52,930	64,740	117,600	8,770	15,950	19,440
		土曜日、	38,280	64,740	73,510	141,220	11,780	19,440	22,150

	日曜日及 び祝日							
楽屋	A	790	1,100	1,590	2,780	300	390	460
	B	790	1,100	1,590	2,780	300	390	460
	C	630	870	1,270	2,210	230	300	360
	D	790	1,100	1,590	2,780	300	390	460
	E	1,420	1,590	2,210	4,170	390	460	620
ラウンジ		1,420	1,590	2,210	4,170	390	460	620
リハーサ ル室	1号室	6,040	6,680	7,320	16,030	1,740	1,890	2,050
	2号室	4,130	4,780	5,400	11,440	1,420	1,590	1,740
	3号室	2,160	2,870	3,230	6,600	660	760	880
	4号室	1,890	2,530	2,850	5,810	460	620	790
	5号室	1,890	2,530	2,850	5,810	460	620	790
	楽屋	790	1,100	1,590	2,780	300	390	460
会議室	101号室	3,320	3,840	4,170	9,060	1,070	1,170	1,270
	201号室	4,930	5,720	6,200	13,480	1,590	1,740	1,890
	202号室	1,890	2,690	3,190	6,210	460	790	1,100
	203号室	1,420	1,890	2,690	4,800	390	460	790
	204号室	1,420	1,890	2,690	4,800	390	460	790
	205号室	1,890	2,690	3,190	6,210	460	790	1,100

別表第1イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 甲山会館

区分	金額（円）							
	午前	午後	夜間	全日	延長時間			
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30 分	9時～ 21時30 分	8時30 分～9 時 12時～ 13時	17時～ 18時	21時30 分～22 時30分	
舞台練習 及び催物 準備のため利用す る場合	平日	3,330	6,040	7,320	13,350	940	1,890	2,050
	土曜日、 日曜日及 び祝日	4,290	7,320	8,120	15,780	1,260	2,210	2,390

その他の 場合	平日	10,990	19,600	23,920	43,600	3,330	5,880	6,840
	土曜日、 日曜日及 び祝日	14,180	23,920	27,110	52,160	4,290	7,170	7,800
甲山会館控室		1,740	2,210	2,850	5,440	620	790	940

別表第2を次のように改める。

別表第2（附属設備使用料表）

区分	金額	
舞台設備	規則で定める単位に つき	5,000円以内で規則で定める額
照明設備		15,230円以内で規則で定める額
音響設備		6,250円以内で規則で定める額
映像設備		3,750円以内で規則で定める額
楽器		9,900円以内で規則で定める額
その他の附属設備		150円以内で規則で定める額

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に市民会館の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、市民会館の使用料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市せきれいホール条例の一部改正について

岡崎市せきれいホール条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市せきれいホール条例の一部を改正する条例

岡崎市せきれいホール条例（昭和58年岡崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（基本使用料表）

区分			金額（円）						
			午前	午後	夜間	全日	延長時間		
			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時30分	9時～ 21時30分	8時30分～9時 12時～ 13時	17時～ 18時	21時30分～22時30分
ホ ー ル	舞 台 練 習 及 び 催 物 準 備 の た め 利 用 す る 場 合	平日	4,770	8,560	9,900	18,580	1,470	2,620	2,880
		土曜日、 日曜日 及び祝 日	6,090	10,380	11,700	22,530	1,800	3,120	3,400
	そ の 他 の 場 合	平日	15,670	28,200	34,300	62,530	4,770	8,560	10,300
		土曜日	20,280	34,300	38,920	74,800	6,090	10,380	11,710

	日、曜日及び祝日								
楽屋	1号室	820	970	1,300	2,470	220	310	360	
	2号室	580	700	810	1,670	160	160	220	
	3号室	820	970	1,300	2,470	220	310	360	
集会室	101号室	1,650	2,290	2,790	5,380	480	640	880	
	102号室	1,960	2,790	3,300	6,440	580	760	1,030	
	201号室	2,470	3,450	3,940	7,880	820	970	1,260	
	202号室	1,650	2,290	2,790	5,380	480	640	880	
	203号室	1,300	1,960	2,470	4,580	400	480	760	

別表第2を次のように改める。

別表第2（附属設備使用料表）

区分	金額	
舞台設備	規則で定める単位につき	3,300円以内で規則で定める額
照明設備		7,520円以内で規則で定める額
音響設備		5,680円以内で規則で定める額
映像設備		1,650円以内で規則で定める額
楽器		4,950円以内で規則で定める額
その他の附属設備		150円以内で規則で定める額

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にせきれいホールの利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、せきれいホールの使用料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市甲山閣条例の一部改正について

岡崎市甲山閣条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市甲山閣条例の一部を改正する条例

岡崎市甲山閣条例（昭和61年岡崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。
 第9条第2項中「の額は、別表」を「は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、別表第1及び別表第2」に、「別表に掲げる使用料の額」を「別表第1に掲げる基本使用料」に改める。

第15条第3項中「使用料の額は、別表に掲げるとおり」とあるのは「利用料金の額は、別表に」を「使用料は」とあるのは「利用料金は」と、「掲げるとおり」とあるのは「」に、「使用料の額」を「基本使用料」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（基本使用料表）

区分		金額（円）					
		午前	午後	夜間	全日	延長時間	
		9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分	8時30分～9時 12時～13時	17時～18時
1階	栄の間	1,140	1,470	1,650	3,400	220	310
	誉の間	1,140	1,470	1,650	3,400	220	310
	恵の間	1,650	2,130	2,470	5,000	310	480
	光の間	1,650	2,130	2,470	5,000	310	480
2階	青葉の間	1,140	1,470	1,650	3,400	220	310
	矢作の間	1,140	1,470	1,650	3,400	220	310

竜城の間	1,470	1,800	1,960	4,180	310	390
------	-------	-------	-------	-------	-----	-----

備考

- 1 「午前」、「午後」又は「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあつては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、基本使用料を計算する場合において、「午前」及び「午後」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあつては「12時～13時」、「午後」及び「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあつては「17時～18時」の延長時間の額に係る規定は適用しない。
- 2 特別の設備又は備付け以外の器具を承認を受けて使用した場合の基本使用料の額は、この表に定める額に実費を勘案して市長が定める額を加算した額とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（附属設備使用料表）

区分	金額（円）	
茶道具	一式	1,650
電源	1 kW	150

備考 この表における附属設備使用料の額は、別表第1の金額の欄に掲げる「午前」、「午後」又は「夜間」のそれぞれの単位（延長時間を含む。）による額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に甲山閣の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、甲山閣の使用料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市シビックセンター条例の一部改正について

岡崎市シビックセンター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市シビックセンター条例の一部を改正する条例

岡崎市シビックセンター条例（平成13年岡崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「1.5倍」の次に「(市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合にあっては、3倍)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人がシビックセンターの施設のうち有料施設を利用する場合 別表第1に掲げる基本使用料の1.5倍に相当する額（前2号に掲げる場合を除く。）

別表第1アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア コンサートホール

区分			金額（円）					
			午前	午後	夜間	全日	延長時間	
			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時	8時30分～9時 12時～13時 17時～18時	22時を 超える 1時間 につき
ホ	舞台練習	平日	5,310	8,130	9,210	18,120	2,010	2,280

ール	又は催物の準備若しくは撤去のため利用する場合	土曜日、日曜日及び祝日	6,690	10,240	11,590	22,810	2,550	2,880
	その他の場合	平日	16,060	24,610	27,840	54,800	6,150	6,940
		土曜日、日曜日及び祝日	20,110	30,850	34,870	68,660	7,710	8,700
楽屋	1号室		1,390	2,340	2,820	5,240	570	690
	2号室		1,210	2,020	2,430	4,520	480	600
	3号室		660	840	1,080	2,060	240	370
	4号室		660	840	1,080	2,060	240	370
リハーサル室	第1		5,350	6,960	7,770	16,060		
	第2		4,420	7,360	8,850	16,500	1,830	2,200

別表第1イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 集会室

区分		金額（円）
午前	9時～12時	1,960
午後	13時～17時	2,790
夜間	18時～21時	3,300
全日	9時～21時	6,440
延長時間	8時30分～9時	480
	12時～13時	
	17時～18時	820
	21時を超える1時間につき	1,140

別表第2を次のように改める。

別表第2（附属設備使用料表）

区分	金額	
舞台設備	規則で定める単位につき	310円以内で規則で定める額
照明設備		5,130円以内で規則で定める額
音響設備		1,650円以内で規則で定める額
映像設備		2,000円以内で規則で定める額

楽器	7,390円以内で規則で定める額
その他の附属設備	760円以内で規則で定める額

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にシビックセンター（岡崎市南部市民センターを除く。）の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、シビックセンターの使用料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市農業者体育センター条例の一部改正について

岡崎市農業者体育センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市農業者体育センター条例の一部を改正する条例

岡崎市農業者体育センター条例（昭和62年岡崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「の施設のうち、別表の左欄に掲げる施設（以下「有料施設」という）を「（有料施設に限る。次条、第6条、第7条及び第9条において同じ）」に改める。

第5条中「有料施設」を「トレーニングセンター」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定日利用）

第5条の2 市長は、指定した日に不特定多数の者にトレーニングセンターのうち屋内のトレーニングセンターを利用させること（第9条第3項において「指定日利用」という。）ができる。

第6条及び第7条中「有料施設」を「トレーニングセンター」に改める。

第9条第1項中「有料施設」を「トレーニングセンター」に改め、同条第2項中「の額は、別表の中欄に掲げる利用区分に応じ、同表の右欄」を「は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、別表第1及び別表第2」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定日利用の場合における基本使用料の額は、別表第1の表の区分欄に掲げる「午前」、「午後」又は「夜間」の単位ごとに利用者1人につき300円（中学生以下の者は、150円）とする。

別表を次のように改める。

別表第1（基本使用料表）

区分			金額（円）	
屋内 のト レー ニン グセ ンタ ー	スポーツ の場合	全部を利用するもの	午前	3,300
			午後	4,270
			夜間	6,600
			全日	14,170
			延長時間 1 時間につき	2,290
		2 分の 1 の面積を利用するもの	午前	1,650
			午後	2,140
			夜間	3,300
			全日	7,090
			延長時間 1 時間につき	1,150
	その他の場合	午前	16,500	
		午後	21,450	
		夜間	33,000	
		全日	70,950	
		延長時間 1 時間につき	11,550	

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 午後5時から午後5時30分までを延長して利用する場合の基本使用料は、延長時間1時間につき定められた額の2分の1の額とする。
- 「午前」、「午後」又は「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあつては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、基本使用料を計算する場合において、「午前」及び「午後」の利用時間の区分を合わせて利用するときは正午から午後1時までについて、「午後」及び「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用するときは午後5時から午後5時30分までについて、延長時間の額に係る規定は適用しない。
- 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、この表に定める基本使用料の額の1.5倍に相当する額とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（附属設備使用料表）

区分	金額
----	----

体育設備	規則で定める単位につき	310円以内で規則で定める額
照明設備		6,240円以内で規則で定める額
放送設備		1,110円以内で規則で定める額
その他の附属設備		300円以内で規則で定める額

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にトレーニングセンターの利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、農業者体育センターの使用料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市中央総合公園スポーツ施設条例の一部改正について

岡崎市中央総合公園スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内田 康 宏

岡崎市中央総合公園スポーツ施設条例の一部を改正する条例

岡崎市中央総合公園スポーツ施設条例（平成3年岡崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 岡崎中央総合公園野球場

区分				金額（円）						
				早朝	午前	午後	夜間	全日	延長時間	
				6時30分～8時30分	9時～12時	13時～16時30分	17時30分～21時	9時～21時	16時30分～17時	21時を超える30分につき
野 球 場	ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場	入 場 料 金 を 徴 し な い と	平日	6,390	9,600	11,200	11,200	32,000	1,570	1,570
			土曜日、日曜日及び祝日	7,990	11,830	14,080	14,080	39,900	2,070	2,070

合	き	入場料金を徴するとき	営	平日	19,200	28,810	33,630	33,630	96,070	4,780	4,780	
			利	土曜日、	24,010	35,550	42,270	42,270	120,090	6,070	6,070	
				日曜日及								
				び祝日								
			営	平日	57,640	86,490	100,900	100,900	288,290	14,400	14,400	
			利	土曜日、	72,070	106,660	126,850	126,850	360,360	18,250	18,250	
			日曜日及									
			び祝日									
そ の 他 の 場 合	入場料金を徴しないとき		平日	12,810	19,200	22,410	22,410	64,020	3,180	3,180		
			土曜日、日曜日及 び祝日	16,000	24,010	28,000	28,000	80,010	3,990	3,990		
	入場	営	平日	57,640	86,490	100,900	100,900	288,290	14,400	14,400		
	利	土曜日、	72,070	106,660	126,850	126,850	360,360	18,250	18,250			

	料金を徴するとき	を目的としな	日曜日及							
		いとき	び祝日							
	営	利を目的とするとき	平日	172,990	259,500	302,740	302,740	864,980	43,230	43,230
		を目的とするとき	土曜日、日曜日及び祝日	216,250	324,220	378,520	378,520	1,081,260	54,130	54,130
		室内練習場（2分の1の面積を利用するもの）		940	1,110	1,110	1,110	3,330	220	220
		第1会議室		2,550	4,470	4,470	4,470	13,410	630	630
		第2会議室		1,270	2,230	2,230	2,230	6,690	300	300

別表第1イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 岡崎中央総合公園総合体育館

区分			金額（円）						
			午前	午後	夜間	全日	延長時間		
			9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時	21時を 超える 30分に つき	
体	入場	営利を目的	平日	14,400	19,200	28,660	62,260	2,380	4,150

育 館	料金 を徴 しな い場 合	としないとき	土曜日、 日曜日及 び祝日	17,280	23,040	34,420	74,740	2,860	4,960	
		営利を目的 とするとき	平日	72,070	96,100	143,350	311,520	12,000	20,800	
	入場 料金 を徴 する 場合	1人1回の 入場料金が 1,500円未 満のとき	平日	72,070	96,100	143,350	311,520	12,000	20,800	
			土曜日、 日曜日及 び祝日	86,490	115,320	172,200	374,010	14,400	24,820	
		1人1回の 入場料金が 1,500円以 上のとき	平日	144,160	192,220	286,740	623,120	24,010	41,620	
			土曜日、 日曜日及 び祝日	172,990	230,670	344,400	748,060	28,810	49,650	
	武 道 館	入場 料金 を徴 しな い場 合	営利を目的	平日	9,600	12,810	19,050	41,460	1,570	2,700
			としないとき	土曜日、 日曜日及 び祝日	11,500	15,360	22,890	49,750	1,900	3,360
入場 料金 を徴 する 場合		1人1回の 入場料金が 1,500円未 満のとき	平日	48,040	64,060	95,310	207,410	7,990	13,600	
			土曜日、 日曜日及 び祝日	57,640	76,870	114,520	249,030	9,600	16,800	
		1人1回の 入場料金が 1,500円以 上のとき	平日	96,100	128,140	190,620	414,860	16,000	27,220	
			土曜日、 日曜日及 び祝日	115,320	153,760	229,060	498,140	19,200	33,630	
第 1 錬 成		全部を利用 する場合	平日	4,300	5,740	8,620	18,660	780	1,270	
			土曜日、日曜 日及び祝日	5,260	7,030	10,390	22,680	940	1,570	
	2分の1の	平日	3,030	4,150	6,070	13,250	630	940		

道場	面積を利用する場合	土曜日、日曜日及び祝日	3,840	4,960	7,350	16,150	780	1,110
第2錬成道場	全部を利用する場合	平日	4,300	5,740	8,620	18,660	780	1,270
		土曜日、日曜日及び祝日	5,260	7,030	10,390	22,680	940	1,570
道場	2分の1の面積を利用する場合	平日	3,030	4,150	6,070	13,250	630	940
		土曜日、日曜日及び祝日	3,840	4,960	7,350	16,150	780	1,110
多目的練習室			1,270	1,420	1,900	4,590	300	300
第1会議室	全部を利用する場合		2,860	3,840	5,740	12,440	460	940
	2分の1の面積を利用する場合		1,440	1,920	2,880	6,240	300	480
第2会議室			1,420	1,900	2,860	6,180	300	460
エントランス会議室			1,900	2,550	3,840	8,290	300	630
トレーニング室			1人1回			460		
			1人月額			4,780		

別表第1ウの表中備考以外の部分を次のように改める。

ウ 岡崎中央総合公園庭球場

区分			金額(円)								
			7時～9時	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時			19時～21時
								1月～3月及び10月～12月	4月、5月及び9月	6月～8月	
一般コート	1面につき	平日	940	940	940	940	940	2,550	1,750	940	2,550
		土曜日、日曜日及び祝日	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270	2,880	2,070	1,270	2,880
セブン場	入場	平日	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	5,110	3,510	1,900	5,110
		土曜日、日	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	5,590	3,990	2,380	5,590

タ ー コ ー ト	料 金 を 徴 し な い 場 合	曜日及び祝 日										
		入 場 料 金 を 徴 す る 場 合	営利 を 目 的 と し な い と き	平日	5,740	5,740	5,740	5,740	5,740	8,950	7,350	5,740
			土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	10,390	8,800	7,200	10,390
		営利 を 目 的 と す る と き	平日	17,280	17,280	17,280	17,280	17,280	20,490	18,880	17,280	20,490
			土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	21,610	21,610	21,610	21,610	21,610	24,820	23,220	21,610	24,820
	練 習 コ ー ト	1 面 に つ き	平日	300	300	300	300	300	930	610	300	930
		土曜日、日 曜日及び祝 日	460	460	460	460	460	1,110	780	460	1,110	

別表第1エの表中備考以外の部分を次のように改める。

エ 岡崎中央総合公園弓道場

区分	金額（円）					
	午前	午後	夜間	全日	延長時間	
	9時～ 12時	13時～ 17時	17時30 分～21	9時～ 21時	8時30 分～9	21時を 超える

					時		時 12時～ 12時30 分	30分に つき
近 的 射 場	全部を利用 する場合	平日	3,840	5,110	7,660	16,610	630	1,110
		土曜日、日曜 日及び祝日	4,630	6,240	9,270	20,140	780	1,420
	2分の1の 面積を利用 する場合	平日	2,380	3,180	4,780	10,340	460	780
		土曜日、日曜 日及び祝日	2,860	3,840	5,740	12,440	460	940
遠 的 射 場	弓道に使用 する場合	平日	2,380	3,180	4,780	10,340	460	780
		土曜日、日曜 日及び祝日	2,860	3,840	5,740	12,440	460	940
	アーチェリ ーに使用す る場合	平日	1,420	1,900	2,860	6,180	300	460
		土曜日、日曜 日及び祝日	1,750	2,380	3,510	7,640	300	630
研修室			2,860	3,840	5,740	12,440	460	940
個人で近的射場又は遠的射場 を利用する場合			460	460	780	1,700	150	150

別表第1オの表中備考以外の部分を次のように改める。

オ 岡崎中央総合公園アーチェリー場

区分		金額（円）					
		午前	午後	夜間	全日	延長時間	
		9時～ 12時	13時～ 17時	17時30 分～21 時	9時～ 21時	8時30 分～9 時	21時を 超える 30分に つき
全部を利用 する場合	平日	3,840	5,110	7,660	16,610	630	1,110
	土曜日、日曜日 及び祝日	4,630	6,240	9,270	20,140	780	1,420
2分の1の 面積を利用 する場合	平日	2,380	3,180	4,780	10,340	460	780
	土曜日、日曜日 及び祝日	2,860	3,840	5,740	12,440	460	940

個人で利用する場合	460	460	780	1,700	150	150
-----------	-----	-----	-----	-------	-----	-----

別表第1カの表中備考以外の部分を次のように改める。

カ 岡崎中央総合公園相撲場

区分	金額（円）					
	午前	午後	夜間	全日	延長時間	
	9時～ 12時	13時～ 17時	17時30 分～21 時	9時～ 21時	8時30分～ 9時 12時～12時 30分	21時を越え る30分につ き
平日	1,420	1,900	2,860	6,180	300	460
土曜日、日曜日 及び祝日	1,750	2,380	3,510	7,640	300	630

別表第1キの表中備考以外の部分を次のように改める。

キ 岡崎中央総合公園運動広場

区分				金額（円）							
				早朝	午前	午後	夜間	全日	延長時間		
				6時30 分～8 時30分	9時～ 12時	13時～ 16時30 分	17時30 分～21 時	9時～ 21時	16時30 分～17 時	21時を 越える 30分につ き	
ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場 合	入 場 料 金 を 徴 し な い と き	全 部 を 利 用 す る と き	平日	1,900	2,860	3,360	3,360	9,580	460	460	
			土曜日、 日曜日 及び祝 日	2,380	3,660	4,300	4,300	12,260	630	630	
			2分	平日	960	1,440	1,750	1,750	4,940	300	300
			の1 の面 積を 利用 する とき	土曜 日、 日曜 日及 び祝 日	1,270	1,900	2,230	2,230	6,360	310	310

	入場料金を徴するとき	営利を目的としな いとき	平日	5,700	8,580	10,080	10,080	28,740	1,380	1,380
			土曜日、日曜日及び祝日	7,140	10,980	12,900	12,900	36,780	1,890	1,890
		営利を目的とするとき	平日	17,100	25,740	30,240	30,240	86,220	4,140	4,140
			土曜日、日曜日及び祝日	21,420	32,940	38,700	38,700	110,340	5,670	5,670
その他の場合	入場料金を徴しないとき	平日	1,900	2,860	3,360	3,360	9,580	460	460	
		土曜日、日曜日及び祝日	2,380	3,660	4,300	4,300	12,260	630	630	
	入場料金を徴するとき	営利を目的としな いとき	平日	8,620	12,960	15,190	15,190	43,340	2,230	2,230
			土曜日、日曜日及び祝日	10,870	16,650	19,530	19,530	55,710	2,860	2,860
		営利を目的とするとき	平日	25,930	38,910	45,640	45,640	130,190	6,540	6,540
			土曜日、日曜日及び祝日	32,670	49,960	58,620	58,620	167,200	8,470	8,470

別表第1クの表中備考以外の部分を次のように改める。

ク 岡崎中央総合公園多目的広場

区分			金額（円）						
			早朝	午前	午後	全日	延長時間		
			6時30分 ～8時30 分	9時～12 時	13時～16 時30分	9時～16 時30分	12時～12 時30分 16時30分 を超える 30分につ き		
ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場 合	入場料金を 徴しないとき		平日	2,500	3,750	4,390	8,140	610	
			土曜日、日 曜日及び祝 日	3,180	4,780	5,590	10,370	780	
	入場 料金を徴 するとき	営利 を目的と しないとき	平日	7,500	11,250	13,170	24,420	1,830	
			土曜日、日 曜日及び祝 日	9,540	14,340	16,770	31,110	2,340	
		営利 を目的と するとき	平日	22,500	33,750	39,510	73,260	5,490	
			土曜日、日 曜日及び祝 日	28,620	43,020	50,310	93,330	7,020	
	そ の 他 の 場 合	入場料金を 徴しないとき		平日	5,000	7,500	8,780	16,280	1,220
				土曜日、日 曜日及び祝 日	6,360	9,560	11,180	20,740	1,560
入場 料金を徴 するとき		営利 を目的と しないとき	平日	22,500	33,750	39,510	73,260	5,490	
			土曜日、日 曜日及び祝 日	28,620	43,020	50,310	93,330	7,020	
		営利	平日	67,500	101,250	118,530	219,780	16,470	

	を目的とするとき	土曜日、日曜日及び祝日	85,860	129,060	150,930	279,990	21,060
--	----------	-------------	--------	---------	---------	---------	--------

別表第1ケの表中備考以外の部分を次のように改める。

ケ 岡崎中央総合公園球技場

区分			金額（円）					
			早朝	午前	午後	全日	延長時間	
			6時30分～8時30分	9時～12時	13時～16時30分	9時～16時30分	12時～12時30分 16時30分を超える30分につき	
スポーツに利用する場合	入場料金を徴しないとき	平日	3,120	4,690	5,490	10,180	760	
		土曜日、日曜日及び祝日	3,910	5,880	6,850	12,730	960	
スポーツに利用する場合	入場料金を徴しないとき	平日	14,130	21,190	24,750	45,940	3,520	
		土曜日、日曜日及び祝日	17,670	26,500	30,910	57,410	4,410	
	営利を目的とするとき	平日	42,420	63,630	74,250	137,880	10,590	
		土曜日、日曜日及び祝日	53,020	79,530	92,790	172,320	13,240	
その他の場	入場料金を徴しないとき	平日	6,240	9,380	10,980	20,360	1,520	
		土曜日、日曜日及び祝日	7,820	11,760	13,700	25,460	1,920	
その他の場	入場	営利	平日	28,080	42,210	49,410	91,620	6,840

合	料金を徴するとき	を目的としな	土曜日、日曜日及び祝日	35,190	52,920	61,650	114,570	8,640
		営利を目的とするとき	平日	84,240	126,630	148,230	274,860	20,520
			土曜日、日曜日及び祝日	105,570	158,760	184,950	343,710	25,920

別表第2を次のように改める。

別表第2（附属設備使用料表）

区分	金額	
体育設備	規則で定める単位につき	25,800円以内で規則で定める額
舞台設備		16,000円以内で規則で定める額
照明設備		16,800円以内で規則で定める額
空調設備		25,620円以内で規則で定める額
放送設備		7,140円以内で規則で定める額
その他の附属設備		19,000円以内で規則で定める額

備考 営利の目的で利用する場合は、この表の金額の欄中「16,800円」とあるのは「50,440円」とする。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に岡崎中央総合公園の有料公園施設の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、中央総合公園スポーツ施設の使用料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市スポーツ施設条例の一部改正について

岡崎市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

岡崎市スポーツ施設条例（平成30年岡崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号及び第11号中「夜間照明」を「附属設備」に改め、同条第3項中「別表第2イ」を「別表第2イからオまで」に、「200円」を「300円」に、「100円」を「150円」に改める。

第17条第3項中「100円」を「150円」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 指定管理者は、指定日利用の場合における基本使用料（岡崎市龍北総合運動場に係るものに限る。）の支払に利用することができるものとして、あらかじめ市長の承認を得て基本使用料の額から割引をした額をもって回数券を発行することができる。

第17条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

別表第2ア(ア)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア) 陸上競技場

区分		金額（円）	
入 場 料 金 を 徴 し	平日	午前	17,850
		午後1	17,850
		午後2	17,850
		夜間	17,850
		全日	53,550
	延長時間（30分につき）	2,980	
土曜日、日曜日及び休日	午前	21,070	

ない場合		午後 1	21,070
		午後 2	21,070
		夜間	21,070
		全日	63,210
		延長時間 (30分につき)	3,520
入場料金を徴する場合	平日	午前	53,550
		午後 1	53,550
		午後 2	53,550
		夜間	53,550
		全日	160,650
		延長時間 (30分につき)	8,930
	土曜日、日曜日及び休日	午前	63,220
		午後 1	63,220
		午後 2	63,220
		夜間	63,220
		全日	189,660
		延長時間 (30分につき)	10,540
練習利用	平日	午前	10,500
		午後 1	10,500
		午後 2	10,500
		夜間	10,500
		全日	31,500
		延長時間 (30分につき)	1,750
	土曜日、日曜日及び休日	午前	13,720
		午後 1	13,720
		午後 2	13,720
		夜間	13,720
		全日	41,160
		延長時間 (30分につき)	2,290
会議室 1		午前	2,020
		午後 1	2,020
		午後 2	2,020
		夜間	2,020
		延長時間 (30分につき)	340
会議室 2		午前	670

	午後 1	670
	午後 2	670
	夜間	670
	延長時間 (30分につき)	120
会議室 3	午前	1, 120
	午後 1	1, 120
	午後 2	1, 120
	夜間	1, 120
	延長時間 (30分につき)	190

別表第 2 ア(イ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(イ) 野球場

区分		金額 (円)
平日	午前	4, 570
	午後 1	4, 570
	午後 2	4, 570
	延長時間 (30分につき)	770
土曜日、日曜日及び休日	午前	5, 920
	午後 1	5, 920
	午後 2	5, 920
	延長時間 (30分につき)	990

別表第 2 ア(ウ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ウ) サッカー・ラグビー場

区分		金額 (円)
平日	午前	5, 620
	午後 1	5, 620
	午後 2	5, 620
	延長時間 (30分につき)	940
土曜日、日曜日及び休日	午前	6, 970
	午後 1	6, 970
	午後 2	6, 970
	延長時間 (30分につき)	1, 170

別表第 2 ア(エ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(エ) テニスコート

区分		金額（円）
平日（1面につき）	午前9時から午前11時まで	970
	午前11時から午後1時まで	970
	午後1時から午後3時まで	970
	午後3時から午後5時まで	970
	午後5時から午後7時まで	970
	午後7時から午後9時まで	970
	延長時間（30分につき）	250
土曜日、日曜日及び休日（1面につき）	午前9時から午前11時まで	1,270
	午前11時から午後1時まで	1,270
	午後1時から午後3時まで	1,270
	午後3時から午後5時まで	1,270
	午後5時から午後7時まで	1,270
	午後7時から午後9時まで	1,270
	延長時間（30分につき）	320

別表第2ア(オ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(オ) アーチェリー場

区分		金額（円）
平日	午前	3,220
	午後1	3,220
	午後2	3,220
	延長時間（30分につき）	540
土曜日、日曜日及び休日	午前	4,570
	午後1	4,570
	午後2	4,570
	延長時間（30分につき）	770

別表第2ア(カ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(カ) 多目的運動場

区分		金額（円）	
全部を利用する場合	平日	午前	2,770
		午後1	2,770
		午後2	2,770
		延長時間（30分につき）	470
	土曜日、日曜日及び休日	午前	3,670

	日	午後1	3,670
		午後2	3,670
		延長時間(30分につき)	620
2分の1の面積を利用する場合	平日	午前	1,390
		午後1	1,390
		午後2	1,390
		延長時間(30分につき)	240
	土曜日、日曜日及び休日	午前	1,840
		午後1	1,840
		午後2	1,840
		延長時間(30分につき)	310

別表第2ア(キ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(キ) クラブハウス軽運動室

区分		金額(円)
平日	午前9時から午前11時まで	750
	午前11時から午後1時まで	750
	午後1時から午後3時まで	750
	午後3時から午後5時まで	750
	午後5時から午後7時まで	750
	午後7時から午後9時まで	750
	延長時間(30分につき)	190
土曜日、日曜日及び休日	午前9時から午前11時まで	970
	午前11時から午後1時まで	970
	午後1時から午後3時まで	970
	午後3時から午後5時まで	970
	午後5時から午後7時まで	970
	午後7時から午後9時まで	970
	延長時間(30分につき)	250

別表第2イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 岡崎市体育館

区分				金額(円)	
競技場	入場料金を徴しない	平日	全部を利用するもの	午前	10,480
			午後	13,620	
			夜間	20,970	

場合			全日	45,070	
			延長時間（1時間につき）	6,970	
		3分の1 の面積を 1単位と して利用 するもの	午前	3,500	
			午後	4,540	
			夜間	6,990	
		4分の1 の面積を 1単位と して利用 するもの	全日	15,030	
			延長時間（1時間につき）	2,320	
			午前	2,620	
		土曜日、 日曜日及 び休日	全部を利用 するもの	午後	3,410
				夜間	5,250
				全日	11,280
				延長時間（1時間につき）	1,750
	午前			12,570	
	3分の1 の面積を 1単位と して利用 するもの		午後	16,330	
			夜間	25,170	
			全日	54,070	
			延長時間（1時間につき）	8,380	
			午前	4,190	
	4分の1 の面積を 1単位と して利用 するもの		午後	5,450	
			夜間	8,390	
全日		18,030			
延長時間（1時間につき）		2,800			
午前		3,150			
入場料 金を徴 する場 合	1人1 回の入 場料 金が1,500 円未 満の とき	平日	午後	4,090	
			夜間	6,300	
			全日	13,540	
			延長時間（1時間につき）	2,100	
			午前	52,450	
	土曜日、 日曜日及 び休日		午後	68,140	
			夜間	104,910	
			全日	225,500	
			延長時間（1時間につき）	34,980	
			午前	62,940	
		午後	81,760		
		夜間	125,890		

			全日	270,590
			延長時間（1時間につき）	41,950
	1人1回の入場料金が1,500円以上のとき	平日	午前	104,910
			午後	136,300
			夜間	209,830
			全日	451,040
			延長時間（1時間につき）	69,990
		土曜日、日曜日及び休日	午前	125,890
			午後	163,540
			夜間	251,800
			全日	541,230
			延長時間（1時間につき）	83,920
柔道場	平日	午前	1,960	
		午後	2,620	
		夜間	3,940	
		全日	8,520	
		延長時間（1時間につき）	1,300	
	土曜日、日曜日及び休日	午前	2,470	
		午後	3,300	
		夜間	4,950	
		全日	10,720	
		延長時間（1時間につき）	1,650	
剣道場	平日	午前	1,960	
		午後	2,620	
		夜間	3,940	
		全日	8,520	
		延長時間（1時間につき）	1,300	
	土曜日、日曜日及び休日	午前	2,470	
		午後	3,300	
		夜間	4,950	
		全日	10,720	
		延長時間（1時間につき）	1,650	
第1会議室		午前	3,300	
		午後	4,120	
		夜間	4,440	

	全日	11,860
	延長時間（1時間につき）	1,470
第2会議室	午前	1,800
	午後	2,620
	夜間	2,950
	全日	7,370
	延長時間（1時間につき）	970
トレーニング室	1人1回	300
	1人月額	3,180

別表第2イの表備考3中「(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を削り、別表第2ウの表を次のように改める。

ウ 岡崎市矢作体育館

区分		金額（円）
全部を利用するもの	午前	2,470
	午後	3,190
	夜間	4,950
	全日	10,610
	延長時間（1時間につき）	1,650
2分の1の面積を1単位として利用するもの	午前	1,240
	午後	1,600
	夜間	2,480
	全日	5,320
	延長時間（1時間につき）	820

備考 別表第2ア(ア)の表の備考5及び別表第2イの表の備考2から備考4までは、この表について準用する。

別表第2エの表中備考以外の部分を次のように改める。

エ 岡崎市井田体育館

区分		金額（円）
全部を利用するもの	午前	1,750
	午後	2,280
	夜間	3,510
	全日	7,540
	延長時間（1時間につき）	1,150
2分の1の面積を1単位とし	午前	880

て利用するもの	午後	1,140
	夜間	1,760
	全日	3,780
	延長時間（1時間につき）	570

別表第2エの表備考中「、別表第2イの表」を「及び別表第2イの表」に改め、「及び別表第2ウの表の備考2」を削り、別表第2オの表中備考以外の部分を次のように改める。

オ 岡崎市六ツ美体育館

区分		金額（円）
全部を利用するもの	午前	3,610
	午後	4,600
	夜間	7,240
	全日	15,450
	延長時間（1時間につき）	2,290
2分の1の面積を1単位として利用するもの	午前	1,810
	午後	2,300
	夜間	3,620
	全日	7,730
	延長時間（1時間につき）	1,150

別表第2オの表備考中「別表第2イの表」を「別表第2ア(ア)の表の備考5及び別表第2イの表」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（附属設備使用料表）

区分	金額	
体育設備	教育委員会規則で定める単位につき	3,180円以内で教育委員会規則で定める額
照明設備		2,860円以内で教育委員会規則で定める額
空調設備		450円以内で教育委員会規則で定める額
放送設備		3,180円以内で教育委員会規則で定める額
その他の附属設備		5,960円以内で教育委員会規則で定める額

備考 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、金額の欄中「2,860円」とあるのは、「4,290円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にスポーツ施設の利用の承認を受けた者について適用し、施行日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の第17条第4項の規定により発行した回数券で現に存するものは、その額面金額により、施行日以後においても、なお使用することができる。この場合において、指定日利用の場合における基本使用料の額については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、スポーツ施設の使用料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市図書館交流プラザ条例の一部改正について

岡崎市図書館交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市図書館交流プラザ条例の一部を改正する条例

岡崎市図書館交流プラザ条例（平成19年岡崎市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア ホール施設

区分			金額（円）						
			午前	午後	夜間	全日	延長時間		
			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 22時	8時30 分～9 時	12時～ 13時 17時～ 18時	22時を 超える 1時間 につき
ホ ー ル	市民 活動 団体	平日	3,920	7,260	9,240	18,420	1,100	2,000	2,230
		土曜日、日 曜日及び祝 日	5,060	9,380	11,920	23,730	1,430	2,570	2,890
	その 他の 者	平日	7,870	14,530	18,500	36,840	2,230	4,000	4,490
		土曜日、日 曜日及び祝 日	10,140	18,760	23,860	47,490	2,890	5,160	5,800
控 室	市民活動団体		280	420	530	1,130	70	110	150
	その他の者		590	860	1,070	2,300	150	230	310

1								
控 室 2	市民活動団体	280	420	530	1,130	70	110	150
	その他の者	590	860	1,070	2,300	150	230	310

別表第1イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 活動施設

区分		金額 (円)						
		午前	午後	夜間	全日	延長時間		
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時	9時～ 21時	8時30 分～9 時	12時～ 13時 17時～ 18時	21時を 超える 1時間 につき
スタジ オ1	市民活動団体	1,980	2,860	2,670	6,780	530	790	1,070
	その他の者	3,960	5,740	5,360	13,570	1,070	1,590	2,170
スタジ オ2	市民活動団体	1,870	2,480	2,350	6,040	540	710	910
	その他の者	3,200	4,400	4,140	10,600	910	1,250	1,650
スタジ オ3	市民活動団体	1,320	1,910	1,780	4,530	350	520	720
	その他の者	2,640	3,840	3,580	9,090	720	1,050	1,450
スタジ オ4	市民活動団体	1,220	1,510	1,440	3,780	350	440	540
	その他の者	1,880	2,490	2,360	6,070	540	710	910
スタジ オ5	市民活動団体	660	950	890	2,260	170	250	350
	その他の者	1,330	1,920	1,790	4,550	350	520	720
スタジ オ6	市民活動団体	660	950	890	2,260	170	250	350
	その他の者	1,330	1,920	1,790	4,550	350	520	720
録音室	市民活動団体	2,770	4,030	3,750	9,540	750	1,090	1,520
	その他の者	5,560	8,080	7,520	19,080	1,520	2,210	3,060
創作室	市民活動団体	820	1,190	1,090	2,810	210	310	440
	その他の者	1,640	2,380	2,210	5,630	440	660	900
会議室 101	市民活動団体	1,080	1,590	1,480	3,770	280	430	600
	その他の者	2,190	3,200	2,980	7,550	600	880	1,220
会議室 102A	市民活動団体	600	880	820	2,080	150	230	310
	その他の者	1,220	1,770	1,640	4,180	310	470	660
会議室 102B	市民活動団体	600	880	820	2,080	150	230	310
	その他の者	1,220	1,770	1,640	4,180	310	470	660

会議室 103	市民活動団体	1,280	1,860	1,730	4,410	340	510	700
	その他の者	2,570	3,730	3,480	8,850	700	1,030	1,410
会議室 201	市民活動団体	820	1,190	1,090	2,810	210	310	440
	その他の者	1,640	2,380	2,210	5,630	440	660	900
会議室 301	市民活動団体	2,250	3,280	3,050	7,740	610	900	1,240
	その他の者	4,520	6,570	6,110	15,490	1,230	1,820	2,490
会議室 302	市民活動団体	1,280	1,860	1,730	4,410	340	510	700
	その他の者	2,570	3,730	3,480	8,850	700	1,030	1,410
和室	市民活動団体	590	860	800	2,050	150	230	310
	その他の者	1,200	1,720	1,610	4,120	310	470	660
調理室	市民活動団体	3時間以内につき1,840円（延長して利用する場合は、3時間未満の延長時間1時間につき590円）						
	その他の者	3時間以内につき3,690円（延長して利用する場合は、3時間未満の延長時間1時間につき1,200円）						

別表第2を次のように改める。

別表第2（附属設備使用料表）

区分	金額	
舞台設備	規則で定める単位につき	210円以内で規則で定める額
照明設備		1,280円以内で規則で定める額
音響設備		1,100円以内で規則で定める額
映像設備		1,100円以内で規則で定める額
楽器		3,300円以内で規則で定める額
その他の附属設備		550円以内で規則で定める額

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1アの表及びイの表並びに別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に図書館交流プラザの活動施設等の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、図書館交流プラ

ザの使用料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市市民センター条例の一部改正について

岡崎市市民センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市市民センター条例の一部を改正する条例

第1条 岡崎市市民センター条例（令和元年岡崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（基本使用料表）

区分		金額（円）				
		午前	午後	夜間	全日	延長時間
		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時	12時～13時 17時～18時
岡崎 市中 央市 民セ ンタ ー	体育室	4,350	5,190	4,870	11,400	990
	第1集会室	1,960	2,790	2,820	6,090	510
	第2集会室	1,960	2,790	2,820	6,090	510
	第3集会室	1,100	1,660	1,800	3,900	320
	和室	1,830	2,500	3,090	6,210	540
	第1講習室	1,650	2,130	2,530	5,260	450
	第2講習室	1,960	2,790	2,820	6,090	510
	料理講習室	3,300	4,120	3,940	8,730	750
岡崎 市南 部市	体育集会室	4,350	5,190	4,870	11,400	990
	第1和室	1,140	1,650	1,960	3,940	330
	第2和室	1,140	1,650	1,960	3,940	330

民セ ンタ ー	第3和室	1,140	1,650	1,960	3,940	330
	第1講習室	1,960	2,790	2,820	6,090	510
	第2講習室	1,960	2,790	2,820	6,090	510
	第3講習室	1,960	2,790	2,820	6,090	510
	第4講習室	2,950	3,780	3,660	7,900	690
	料理講習室	3,300	4,120	3,940	8,730	750
岡崎 市南 部市 民セ ンタ ー分 館	体育集会室	4,350	5,190	4,870	11,400	990
	会議室	1,300	1,810	1,900	4,060	330
	第1和室	970	1,470	1,690	3,450	280
	第2和室	1,140	1,650	1,960	3,940	330
	第3和室	1,830	2,500	3,090	6,210	540
	第1講習室	1,650	2,130	2,530	5,260	450
	第2講習室	1,650	2,130	2,530	5,260	450
	料理講習室	3,300	4,120	3,940	8,730	750
岡崎 市大 平市 民セ ンタ ー	体育集会室	4,350	5,190	4,870	11,400	990
	会議室	1,470	1,960	2,380	5,100	430
	第1和室	970	1,470	1,690	3,450	280
	第2和室	970	1,470	1,690	3,450	280
	第3和室	1,830	2,500	3,090	6,210	540
	第1講習室	1,470	1,960	2,380	5,100	430
	第2講習室	1,470	1,960	2,380	5,100	430
	料理講習室	3,300	4,120	3,940	8,730	750
岡崎 市東 部市 民セ ンタ ー	体育集会室	4,350	5,190	4,870	11,400	990
	会議室	1,960	2,790	2,820	6,090	510
	第1和室	970	1,470	1,690	3,450	280
	第2和室	970	1,470	1,690	3,450	280
	第3和室	1,830	2,500	3,090	6,210	540
	第1講習室	1,470	1,960	2,380	5,100	430
	第2講習室	1,470	1,960	2,380	5,100	430
	第3講習室	1,470	1,960	2,380	5,100	430
	料理講習室	3,300	4,120	3,940	8,730	750
岡崎 市岩 津市	体育集会室	4,350	5,190	4,870	11,400	990
	第1会議室	1,100	1,660	1,800	3,900	320
	第2会議室	1,100	1,660	1,800	3,900	320

民セ ンタ ー	第1和室	1,140	1,650	1,960	3,940	330
	第2和室	820	1,140	1,390	2,790	240
	第3和室	2,050	2,880	3,570	7,150	610
	第1講習室	1,650	2,130	2,530	5,260	450
	第2講習室	1,300	1,810	1,900	4,060	330
	第3講習室	1,470	1,960	2,380	5,100	430
	料理講習室	3,300	4,120	3,940	8,730	750
岡崎 市矢 作市 民セ ンタ ー	体育集会室	4,350	5,190	4,870	11,400	990
	会議室	1,300	1,810	1,900	4,060	330
	第1和室	1,140	1,650	1,960	3,940	330
	第2和室	820	1,140	1,390	2,790	240
	第3和室	2,050	2,880	3,570	7,150	610
	第1講習室	2,950	3,780	3,660	7,900	690
	第2講習室	1,960	2,790	2,820	6,090	510
	第3講習室	1,300	1,810	1,900	4,060	330
	料理講習室	3,300	4,120	3,940	8,730	750
岡崎 市六 ツ美 市民 セン ター	体育集会室	4,350	5,190	4,870	11,400	990
	会議室	1,960	2,790	2,820	6,090	510
	第1和室	820	1,140	1,390	2,790	240
	第2和室	820	1,140	1,390	2,790	240
	第3和室	2,050	2,880	3,570	7,150	610
	第1講習室	1,960	2,790	2,820	6,090	510
	第2講習室	1,300	1,810	1,900	4,060	330
	料理講習室	3,300	4,120	3,940	8,730	750

第2条 岡崎市市民センター条例の一部を次のように改正する。

第3条の表岡崎市中心市民センターの項及び岡崎市南部市民センター分館の項を削る。

別表第1 岡崎市中心市民センターの部及び岡崎市南部市民センター分館の部を削り、同表備考を次のように改める。

備考 「午前」、「午後」又は「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、基本使用料を計算する場合において、「午前」及び「午後」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては「12時～13時」、「午後」及び「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては「17時～18時」の延長時間の

額に係る規定は適用しない。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岡崎市市民センター条例別表第1の規定は、同条の規定の施行の日以後に市民センターの利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、市民センターの使用料の額を見直すとともに、岡崎市中央市民センター及び岡崎市南部市民センター分館について、老朽化及び地域内に機能が重複する施設があること等に鑑み、これらの施設を廃止する必要があるによる。

岡崎市地域文化広場条例の一部改正について

岡崎市地域文化広場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市地域文化広場条例の一部を改正する条例

岡崎市地域文化広場条例（昭和60年岡崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（7月1日から8月31日までの間にあつては、午前9時から午後5時30分まで）」を削り、同条第2項第1号中「月曜日」の次に「（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「休日」という。）に該当する場合を除く。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 休日の翌日（日曜日、土曜日又は休日に該当する場合を除く。）

第5条第2項第3号中「、同月3日」を「から同月3日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、おかざき世界子ども美術博物館及び親子造形センターの利用実態に鑑み、当該施設の夏季における開館時間を短縮する等の必要があるによる。

岡崎市美術館条例の一部改正について

岡崎市美術館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市美術館条例の一部を改正する条例

岡崎市美術館条例（昭和47年岡崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。
第7条中「午後6時」を「午後5時」に改める。

第14条ただし書中「市長において特別の事情があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 利用者が、その利用の日の前30日までに利用の取消し又は変更（初回に限る。）の申請をし、教育委員会の承認を受けたとき（利用の変更の承認後に利用の取消しの申請をする場合を除く。）。
- (2) 第17条第1項第2号又は第3号に該当し、教育委員会が利用の承認を取り消したとき。

別表を次のように改める。

別表

区分	金額（円）	
	午前10時～午後5時	延長時間1時間につき
第1展示室	4,950	880
第2展示室	4,950	880
第3展示室	5,940	1,100
第4展示室	6,930	1,320
第5展示室	4,620	880
第6展示室	2,860	550
第1展示室及び第2展示室	8,800	1,540

第3展示室及び第4展示室	11,770	1,870
第5展示室及び第6展示室	6,820	1,320
第1展示室、第2展示室、第3展示室及び第4展示室	19,800	3,850
第1展示室、第2展示室、第3展示室、第4展示室、第5展示室及び第6展示室	27,280	5,390

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に美術館の展示室の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、美術館の利用実態に鑑み、当該施設の開館時間を短縮するとともに、受益者負担の適正化を図るため、使用料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年岡崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、就労選択支援の事業の人員、設備及び運営の基準を定める必要があるによる。

岡崎市友愛の家条例の一部改正について

岡崎市友愛の家条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市友愛の家条例の一部を改正する条例

岡崎市友愛の家条例（令和2年岡崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

区分	金額（円）				
	午前	午後	夜間	全日	延長時間
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時	12時～13時 17時～18時
第1活動室	1,430	2,010	1,800	4,800	400
第2活動室	1,430	2,010	1,800	4,800	400
第3活動室	1,100	1,560	1,400	3,730	310
多目的室	4,590	6,410	5,830	15,170	1,350

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に友愛の家の有料施設の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、友愛の家の使用料の額を見直す必要があるによる。

岡崎市げんき館条例の一部改正について

岡崎市げんき館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市げんき館条例の一部を改正する条例

岡崎市げんき館条例（平成18年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア プール・トレーニングジム・フィットネススタジオ

区分		金額（円）		
		大人	高齢者・中高生	小学生
一般利用	1回	590	430	290
回数利用	11回	5,900	4,300	2,900
定期利用	1箇月	6,400	4,700	3,100
	3箇月	14,700	10,700	7,200

別表イの表和室の項からプレイルーム（3分の1の面積を1単位とする。）の項までを次のように改める。

和室	2時間につき	430
市民活動室	2時間につき	1,050
多目的室（3分の1の面積を1単位とする。）	2時間につき	1,200
調理実習室	2時間につき	1,200
市民ギャラリー	2時間につき	590
講堂	2時間につき	1,810
プレイルーム（3分の1の面積	2時間につき	430

を1単位とする。)		
-----------	--	--

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にげんき館の有料施設の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、げんき館の使用料の額を見直す必要があるによる。

岡崎市動物総合センター条例の一部改正について

岡崎市動物総合センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内田 康 宏

岡崎市動物総合センター条例の一部を改正する条例

岡崎市動物総合センター条例（平成19年岡崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（使用料表）

区分		金額（円）				
		午前	午後	夜間	全日	延長時間
		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時	12時～13時 17時～18時 21時を超える 1時間につき
多目的 ホール	市民活動 団体	1,750	2,440	2,280	5,860	490
	その他の 者	3,520	4,950	4,570	11,740	1,030
研修室	市民活動 団体	900	1,260	1,170	3,000	250
	その他の 者	1,810	2,530	2,340	6,040	510

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に有料施設の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、動物総合センターの使用料の額を見直す必要があるによる。

岡崎市児童育成センター条例の一部改正について

岡崎市児童育成センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市児童育成センター条例の一部を改正する条例

岡崎市児童育成センター条例（平成10年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表に次のように加える。

岡崎市第 3 大門児童育成センター	岡崎市大樹寺二丁目 8 番地
-------------------	----------------

別表(1)項中「7,000円」を「9,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 岡崎市第 3 大門児童育成センターの利用の許可に必要な手続その他の行為は、令和 8 年 4 月 1 日前においてもこれを行うことができる。

（理由）

この条例案を提出したのは、新設する児童育成センターの名称及び位置を定めるとともに、児童育成センターの持続的な運営を図るため、育成料の基本額を見直す必要があるによる。

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岡崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第8項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について基準となる告示が一部改正されたことに伴い、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を、外部搬入により行う場合の要件を見直す必要があるによる。

岡崎市子ども発達センター条例の一部改正について

岡崎市子ども発達センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

岡崎市子ども発達センター条例（平成27年岡崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第5中備考以外の部分を次のように改める。

別表第5（有料施設使用料）

区分		金額（円）				
		午前	午後	夜間	全日	延長時間
		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時	12時～13時 17時～18時
調理体験室		3時間以内につき1,210円（延長して利用する場合は、3時間未満の延長時間1時間につき350円）				
研修室		2,230	3,100	2,760	7,630	640
第1多目的室		1,410	1,980	1,800	4,740	400
第2多目的室		1,410	1,980	1,800	4,740	400
体育館	全部を利用する場合	1,920	2,440	3,850	8,220	1,120
	2分の1の面積を利用する	960	1,220	1,930	4,110	560

	場合					
--	----	--	--	--	--	--

別表第6中「1,320」を「1,980」に、「3,300」を「4,840」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第5の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に有料施設の利用の承認を受けた者について適用し、施行日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第6の規定は、施行日以後に交付の請求がされる診断書、証明書又は診療報酬明細書（以下「診断書等」という。）に係る手数料について適用し、施行日前に交付の請求がされた診断書等に係る手数料については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、こども発達センターの使用料及び手数料の額を見直す必要があるによる。

岡崎市自然体験の森条例の一部改正について

岡崎市自然体験の森条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市自然体験の森条例の一部を改正する条例

岡崎市自然体験の森条例（平成14年岡崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	金額（円）	
屋外施設の一部を独占して利用する場合	1平方メートル日額	20
管理棟A室	1時間につき	310
管理棟B室	1時間につき	310
管理棟和室	1時間につき	120
工作棟	1時間につき	870

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に自然体験の森の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、自然体験の森の使用料の額を見直す必要があるによる。

岡崎市未来環境整備基金条例の制定について

岡崎市未来環境整備基金条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市未来環境整備基金条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、廃棄物処理施設の整備、脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。第5条において同じ。)の実現に資する事業その他の持続可能な社会の構築に資する事業に要する経費に充てるため、未来環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度、予算の定めるところによる。

(現金の管理)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上し、基金に受け入れるものとする。

(基金の一部の処分)

第5条 市長は、廃棄物処理施設の整備、脱炭素社会の実現に資する事業その他の持続可能な社会の構築に資する事業に要する経費の財源に充てるため必要があると認めるときは、基金の一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、廃棄物処理施設の整備、脱炭素社会の実現に資する事業その他の持続可能な社会の構築に資する事業に要する経費に充てる資金を積み立てるため、基金を設置する必要があるによる。

岡崎市農村環境改善センター条例の一部改正について

岡崎市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

岡崎市農村環境改善センター条例（平成17年岡崎市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	金額（円）				
	午前	午後	夜間	全日	22時を超える1時間につき
	9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時	
多目的ホール	1,300	1,300	1,650	3,300	450
研修室	640	640	790	1,650	220
和室	640	640	790	1,650	220

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に農村環境改善センターの利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、農村環境改善センターの使用料の額を見直す必要があるによる。

岡崎市ホテル学校条例の一部改正について

岡崎市ホテル学校条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市ホテル学校条例の一部を改正する条例

岡崎市ホテル学校条例（平成23年岡崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表多目的室の項中「500」を「750」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にホテル学校の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、ホテル学校の使用料の額を見直す必要があるによる。

岡崎市都市公園条例の一部改正について

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例

岡崎市都市公園条例（昭和32年岡崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 岡崎城公園の項中「岡崎城公園電源設備」を「電源設備」に改め、同表籠田公園の項中「籠田公園電源設備」を「電源設備」に改め、同表境公園の項から日名公園の項までを次のように改める。

境公園、六名公園、明神橋公園及び日名公園	照明設備
----------------------	------

別表第1 出合いの杜公園の項から乙川河川緑地の項までを次のように改める。

出合いの杜公園、中央緑道及び乙川河川緑地	電源設備
----------------------	------

別表第2 中

「

有料公園施設を利用する場合	巽閣	集会室	平日	午前	3,300
				午後	3,850
				夜間	3,850
				全日	9,900
				延長時間30分につき	650
			土曜日、日曜日及び祝日	午前	3,850
				午後	4,400
				夜間	4,400

			全日	11,000
			延長時間30分につき	650
葵松庵	平日	平日	午前	3,300
			午後	4,400
			夜間	4,400
			全日	11,000
			延長時間30分につき	650
		土曜日、日曜日 及び祝日	午前	3,850
			午後	4,950
			夜間	4,950
			全日	12,100
			延長時間30分につき	650
城南亭	桜の間	平日	午前	1,100
			午後	1,650
			夜間	1,650
			全日	3,850
			延長時間30分につき	210
		土曜日、日曜日 及び祝日	午前	1,310
			午後	1,860
			夜間	1,860
			全日	4,400
			延長時間30分につき	210
	藤の間	平日	午前	1,100
			午後	1,650
			夜間	1,650
			全日	3,850
			延長時間30分につき	210
		土曜日、日曜日 及び祝日	午前	1,310
			午後	1,860
			夜間	1,860
			全日	4,400
			延長時間30分につき	210
岡崎城二の丸 能楽堂	平日	午前	3,310	
		午後	4,360	
		夜間	4,360	

		全日	10,880
		延長時間30分につき	630
	土曜日、日曜日 及び祝日	午前	4,050
		午後	5,430
		夜間	5,430
		全日	13,440
		延長時間30分につき	630

を
「

有料公園 施設を利用する場 合	巽閣	集会室	平日	午前	4,950
				午後	5,770
				夜間	5,770
				全日	14,850
				延長時間30分につき	970
			土曜日、日曜日 及び祝日	午前	5,770
				午後	6,600
				夜間	6,600
				全日	16,500
				延長時間30分につき	970
	葵松庵	平日	午前	4,950	
			午後	6,600	
			夜間	6,600	
			全日	16,500	
			延長時間30分につき	970	
		土曜日、日曜日 及び祝日	午前	5,770	
			午後	7,420	
			夜間	7,420	
			全日	18,150	
			延長時間30分につき	970	
城南亭	桜の間	平日	午前	1,650	
			午後	2,470	
			夜間	2,470	
			全日	5,770	
			延長時間30分につき	310	

		土曜日、日曜日 及び祝日	午前	1,960
			午後	2,790
			夜間	2,790
			全日	6,600
			延長時間30分につき	310
	藤の間	平日	午前	1,650
			午後	2,470
			夜間	2,470
			全日	5,770
			延長時間30分につき	310
		土曜日、日曜日 及び祝日	午前	1,960
			午後	2,790
			夜間	2,790
			全日	6,600
			延長時間30分につき	310
岡崎城二の丸 能楽堂	平日	午前	4,960	
		午後	6,540	
		夜間	6,540	
		全日	16,320	
		延長時間30分につき	940	
	土曜日、日曜日 及び祝日	午前	6,070	
		午後	8,140	
		夜間	8,140	
		全日	20,160	
		延長時間30分につき	940	

に、
「

岡崎城公園電源設備	1個1時間につき	100	
籠田公園野外ステージ	昼間	430	
	夜間	650	
籠田公園電源設備	1個1時間につき	100	
東公園野外ステージ	昼間	430	
	夜間	650	
等澗庵・南北	平日	午前	2,200

亭		午後	2,750
		夜間	3,300
		全日	6,600
		延長時間30分につき	550
		土曜日、日曜日 及び祝日	
		午前	2,520
		午後	3,070
		夜間	3,620
		全日	6,920
		延長時間30分につき	550
境公園野球場照明設備		1面30分につき	1,490
六名公園運動場照明設備		1面30分につき	1,170
明神橋公園運動場照明設備		1面30分につき	1,270
日名公園運動場照明設備		1面30分につき	1,700
出会いの杜公園電源設備		1個1時間につき	100
中央緑道電源設備		1個1時間につき	100
乙川河川緑地電源設備		1個1時間につき	100

を
「

籠田公園野外ステージ		昼間	640
		夜間	970
東公園野外ステージ		昼間	640
		夜間	970
等澗庵・南北 亭	平日	午前	3,300
		午後	4,120
		夜間	4,950
		全日	9,900
		延長時間30分につき	820
	土曜日、日曜日 及び祝日	午前	3,780
		午後	4,600
		夜間	5,430
		全日	10,380
		延長時間30分につき	820
照明設備		1面30分につき	2,550円 以内で

		規則で定める額
	電源設備	1個1時間につき 100

に、同表備考13中「岡崎城公園電源設備、籠田公園電源設備、出会いの杜公園電源設備、中央緑道電源設備及び乙川河川緑地電源設備」を「電源設備」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に有料公園施設の利用の許可を受けた者について適用し、同日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、有料公園施設の使用料の額を見直す必要があるによる。

岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部改正について

岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市病院事業の料金に関する条例（平成10年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2(1)項中「32,450」を「25,300」に、「9,130」を「9,900」に、「8,140」を「8,800」に、「5,170」を「5,500」に改め、同表(5)項中「1,320」を「1,980」に、「3,300」を「4,840」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2(5)項の規定は、この条例の施行の日以後に交付の請求がされる診断書、証明書、診療報酬明細書又は検案書（以下「診断書等」という。）に係る料金について適用し、同日前に交付の請求がされた診断書等に係る料金については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、個室使用料及び文書料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市額田宮崎診療所条例及び岡崎市額田北部診療所条例の一部改正について

岡崎市額田宮崎診療所条例及び岡崎市額田北部診療所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市額田宮崎診療所条例及び岡崎市額田北部診療所条例の一部を改正する条例

(岡崎市額田宮崎診療所条例の一部改正)

第1条 岡崎市額田宮崎診療所条例（平成17年岡崎市条例第109号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,320」を「1,980」に、「3,300」を「4,840」に改める。

(岡崎市額田北部診療所条例の一部改正)

第2条 岡崎市額田北部診療所条例（平成17年岡崎市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,320」を「1,980」に、「3,300」を「4,840」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岡崎市額田宮崎診療所条例別表の規定及び第2条の規定による改正後の岡崎市額田北部診療所条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に交付の請求がされる診断書、証明書、診療報酬明細書又は検案書（以下「診断書等」という。）に係る手数料については適用し、同日前に交付の請求がされた診断書等に係る手数料については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、診断書等の手数料の額を見直す必要があるによる。

岡崎市少年自然の家条例の一部改正について

岡崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内田 康 宏

岡崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例

岡崎市少年自然の家条例（昭和52年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（基本使用料表）

区分		金額（円）	
体育館	午前	4,120	
	午後	4,120	
	夜間	4,950	
研修室	午前	1室	1,960
	午後	1室	1,960
	夜間	1室	2,470
創作室	午前	4,120	
	午後	4,120	
宿泊室	市外に住所を有する少年の場合	1人1泊	820
	少年以外の者の場合	市内に住所を有するもの	820
		市外のもの	1人1泊
キャンプ場	市外に住所を有する少年の場合	1人1回	390
	少年以外の者の場合	市内に住所を有するもの	310
		市外のもの	1人1回

別表第2を次のように改める。

別表第2（附属設備使用料表）

区分	金額	
キャンプ設備	教育委員会規則で定める単位につき	30円以内で教育委員会規則で定める額

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に少年自然の家の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、少年自然の家の使用料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市旧本多忠次邸条例の一部改正について

岡崎市旧本多忠次邸条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市旧本多忠次邸条例の一部を改正する条例

岡崎市旧本多忠次邸条例（平成23年岡崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「2,200円」を「3,300円」に、「3,300円」を「4,950円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に旧本多忠次邸の展示室の利用の承認を受けた者について適用し、同日前に当該承認を受けた者については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、受益者負担の適正化を図るため、旧本多忠次邸の使用料の額を見直す必要があるによる。

令和7年第135号議案

令和7年度岡崎市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度岡崎市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第1条 継続費の変更は、「第1表 継続費補正」による。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 継続費補正
変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10教育費	3中学校費	中学校 屋内 運動場 空調設備 整備事業	千円		千円	千円		千円
			2,667,126	令和6年度	966,603	2,862,893	令和6年度	966,603
				令和7年度	0		令和7年度	0
			令和8年度	1,700,523		令和8年度	1,896,290	

令和7年度岡崎市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度岡崎市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ608,930千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,413,381千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の廃止は、「第4表 債務負担行為補正」による。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	27,284,926	47,228	27,332,154
	2 国庫補助金	6,478,574	47,228	6,525,802
17	県支出金	11,353,955	△1,713	11,352,242
	2 県補助金	3,320,560	△1,713	3,318,847
19	寄附金	569,489	34,053	603,542
	1 寄附金	569,489	34,053	603,542
20	繰入金	7,099,374	21,098	7,120,472
	1 特別会計繰入金	168,467	180	168,647
	2 基金繰入金	6,930,907	20,918	6,951,825
21	繰越金	206,973	462,025	668,998
	1 繰越金	206,973	462,025	668,998
22	諸収入	6,461,948	46,239	6,508,187
	4 受託事業収入	542,582	10,359	552,941
	5 雑入	4,888,068	35,880	4,923,948
	歳入合計	153,804,451	608,930	154,413,381

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	726,717	8,817	735,534
	1 議会費	726,717	8,817	735,534
2	総務費	15,491,568	△17,556	15,474,012
	1 総務管理費	7,560,447	△62,023	7,498,424
	2 総務諸費	4,284,804	33,147	4,317,951
	6 統計調査費	263,823	11,320	275,143
3	民生費	64,885,099	77,192	64,962,291
	1 社会福祉費	15,750,840	△243	15,750,597
	2 老人福祉費	12,380,520	13,581	12,394,101
	3 児童福祉費	31,810,549	38,892	31,849,441
	4 生活保護費	4,943,137	24,962	4,968,099
4	衛生費	15,552,880	103,616	15,656,496
	1 保健衛生費	5,752,612	62,250	5,814,862
	2 衛生諸費	3,383,390	5	3,383,395
	3 環境費	1,462,553	41,361	1,503,914
	4 清掃費	4,954,325	0	4,954,325
6	農林業費	1,792,784	4,000	1,796,784
	1 農業費	787,594	4,000	791,594
7	商工費	2,827,790	125,286	2,953,076
	1 商工費	2,827,790	125,286	2,953,076
8	土木費	25,115,624	196,631	25,312,255
	3 道路橋りょう費	4,896,349	106,182	5,002,531
	4 河川費	402,798	28,270	431,068
	5 都市計画費	8,607,401	38,769	8,646,170
	6 公園緑地費	7,299,374	23,410	7,322,784
9	消防費	4,637,804	37,423	4,675,227

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	千円 4,637,804	千円 37,423	千円 4,675,227
10	教育費	15,932,989	58,521	15,991,510
	1 教育総務費	2,703,137	24,109	2,727,246
	2 小学校費	1,759,971	20,727	1,780,698
	4 学校教育費	5,612,395	5,601	5,617,996
	5 社会教育費	3,973,573	265	3,973,838
	6 保健体育費	808,714	7,819	816,533
11	災害復旧費	75,000	15,000	90,000
	2 農林業施設災害復旧費	15,000	15,000	30,000
	歳 出 合 計	153,804,451	608,930	154,413,381

第2表 継続費補正
変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都 市 計画費	東阿知和 橋（青木 川）整備 事業	千円 424,600	令和6年度	千円 23,540	千円 433,400	令和6年度	千円 23,540
				令和7年度	0		令和7年度	8,800
				令和8年度	102,520		令和8年度	102,520
				令和9年度	298,540		令和9年度	298,540

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	福祉総合システム 開発事業	71,500 千
8 土木費	3 道路橋りょう費	阿知和地区工業団地 関連道路整備事業	67,700
	4 河川費	河川改修事業	22,550
	5 都市計画費	スマートインター チェンジ整備事業	455,400

第4表 債務負担行為補正
廃止

事 項	期 間	限 度 額
議長車の購入に要する経費	令和8年度	9,400 千円
市長車の購入に要する経費	令和8年度	9,400

令和7年第137号議案

令和7年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第1号)

令和7年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ482,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,473,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	369,522	286	369,808
	1 一般会計繰入金	369,522	286	369,808
3	市債	3,622,000	482,000	4,104,000
	1 市債	3,622,000	482,000	4,104,000
	歳入合計	3,991,523	482,286	4,473,809

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	3,625,046	482,286	4,107,332
	1 工業団地造成費	3,625,046	482,286	4,107,332
	歳出合計	3,991,523	482,286	4,473,809

第2表 債務負担行為補正
変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
阿知和地区工業団地 造成等に要する経費	令和8年度	千円 262,000	変更なし	千円 2,224,290

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	千円 3,622,000	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

補	正		後
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千冊 4,104,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し

令和7年第138号議案

令和7年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の債務負担行為の補正）

第1条 事業勘定の債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令和8年度	8,281 千円

令和7年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,205千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,702,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	1,125,150	7,655	1,132,805
	1 一般会計繰入金	1,125,150	7,655	1,132,805
4	繰越金	1	32,550	32,551
	1 繰越金	1	32,550	32,551
	歳入合計	7,662,134	40,205	7,702,339

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	140,920	3,664	144,584
	1 総務管理費	113,941	3,664	117,605
2	後期高齢者医療広域連合納付金	7,513,485	36,541	7,550,026
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,513,485	36,541	7,550,026
	歳出合計	7,662,134	40,205	7,702,339

令和7年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,112,023千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	5,318,405	201,224	5,519,629
	1 国庫負担金	4,802,906	187,997	4,990,903
	2 国庫補助金	515,499	13,227	528,726
5	県支出金	3,699,074	8,144	3,707,218
	2 県補助金	96,357	8,144	104,501
7	繰入金	5,001,930	138	5,002,068
	1 一般会計繰入金	4,280,562	138	4,280,700
8	繰越金	1	277,876	277,877
	1 繰越金	1	277,876	277,877
10	寄附金	0	1,000	1,000
	1 寄附金	0	1,000	1,000
	歳入合計	27,623,641	488,382	28,112,023

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	732,542	138	732,680
	1 総務管理費	420,233	138	420,371
3	地域支援事業費	720,684	1,000	721,684
	3 包括的支援事業・任意事業費	109,060	1,000	110,060
4	基金積立金	13,610	337,622	351,232
	1 基金積立金	13,610	337,622	351,232
5	諸支出金	167,816	149,622	317,438
	1 償還金及び還付加算金	6,002	149,442	155,444
	2 一般会計繰出金	161,814	180	161,994
	歳出合計	27,623,641	488,382	28,112,023

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和8年度	4,449 千円
督促状等印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和8年度	2,285

令和7年第141号議案

令和7年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第1号）

令和7年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	181,970	5	181,975
	1 一般会計繰入金	181,970	5	181,975
	歳入合計	277,142	5	277,147

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	諸支出金	1	5	6
	1 償還金	1	5	6
	歳出合計	277,142	5	277,147

令和7年第142号議案

令和7年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
(第1号)

令和7年度岡崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,043千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	3,521	△356	3,165
	1 一般会計繰入金	3,521	△356	3,165
	歳入合計	31,399	△356	31,043

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,628	△356	12,272
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,628	△356	12,272
	歳出合計	31,399	△356	31,043

令和7年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収	入
第1款 下水道事業収益	10,865,025千円	24,444千円	10,889,469千円
第2項 営業外収益	3,932,130千円	24,444千円	3,956,574千円
		支	出
第1款 下水道事業費用	10,642,328千円	55,000千円	10,697,328千円
第1項 営業費用	9,673,889千円	55,000千円	9,728,889千円

令和7年9月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏